

花 卷 市 砂 利 採 取 法 事 務 取 扱 要 領

令和 7 年 9 月

目 次

1	花巻市砂利採取法事務取扱要領	・ ・ ・	1
2	別記 1 砂利採取法の範囲	・ ・ ・	3
3	採石・砂利採取計画認可フロー	・ ・ ・	4
4	別記 2 認可申請書類等の作成	・ ・ ・	5
5	別記 3 砂利採取跡地整理保証実施規程	・ ・ ・	10
6	別記 4 砂利採取計画に係る認可期間	・ ・ ・	14
7	別記 5 採取計画認可等の事務取扱	・ ・ ・	16
8	砂利採取計画（変更）認可申請審査票【採取場】	・ ・ ・	23
9	砂利採取計画（変更）認可申請審査票【洗浄施設】	・ ・ ・	34
1 0	砂利採取計画認可に係る届出受理チェックリスト	・ ・ ・	45
1 1	（参考）土地関係諸法令の開発規制一覧	・ ・ ・	46
1 2	別記 6 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の取扱規程	・ ・ ・	50
1 3	砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の手続フロー	・ ・ ・	54
1 4	（参考）砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の取扱規定（解説）	・ ・ ・	57
1 5	（参考）砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の取扱規定の運用通知（抜粋）	・ ・ ・	62
1 6	別記 7 跡地整理の確認	・ ・ ・	63
1 7	跡地整理の良否基準チェックリスト	・ ・ ・	64
1 8	別記 8 立入検査等	・ ・ ・	66
1 9	別記 9 違反者処分方針	・ ・ ・	69
2 0	別紙 命令処分について	・ ・ ・	74
2 1	砂利採取法関係申請様式一覧	・ ・ ・	76
2 2	砂利採取法関係事務処理様式一覧	・ ・ ・	102

花巻市砂利採取法事務取扱要領

(目的)

第1 この要領は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）、砂利採取法施行令（昭和43年政令第241号。以下「政令」という。）及び砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省・建設省令第1号。以下「認可規則」という。）の施行に関し、河川区域及び河川保全区域以外の区域において採取する、砂利の採取計画の認可に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって法の円滑な運用を図ることを目的とする。

(砂利採取業の範囲)

第2 砂利採取計画の認可を要する砂利採取業の範囲は、「砂利採取業の範囲」（別記1）により取り扱うものとする。

(認可の申請)

第3 砂利の採取を行おうとする者は、砂利採取計画認可申請書（法第18条）を、当該砂利採取場の区域を管轄する市長へ、正本1部、副本2部提出するものとする。この他、位置図、周辺状況見取図、実測平面図等のPDF図面データもしくは縮小版（A3またはA4判）を1部提出するものとする。

市長は、副本1部を広域振興局に対する意見照会に添付し、1部を認可又は不認可通知に添付して申請者に返却するものとする。

2 砂利の採取を行おうとする者は、砂利採取場の区域が2以上の市町村にまたがる場合は、採取面積の大きい、又は現場事務所が所在している広域振興局長へ、前項の申請書を県の要領に定めるところにより提出するものとする。

3 市長は、第1項の申請書について、「認可申請書類等の作成」（別記2）及び「砂利採取跡地整理保証実施規程」（別記3）に基づいて作成するよう指導するものとする。

4 砂利採取計画に係る認可の期間は4年以内とし、「砂利採取計画に係る認可期間」（別記4）に定めるところによるものとする。

なお、採取期間には砂利の採掘期間のほか、跡地整理期間も含むものとする。

5 第1項の申請書の提出を受けた市長は、「採取計画認可等の事務取扱」（別記5）に基づいて審査等を行うものとする。

6 砂利採取業に用いる施設等を産業廃棄物の処理に兼用して用いる場合の取扱いは、前5項のほか、「砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の取扱規程」（別記6）によるものとする。

(変更認可の申請)

第4 砂利採取計画の認可を受けた者は、当該認可を受けた計画を変更しようとするときは、砂利採取計画変更認可申請書（法第20条）を採取計画の認可を受けた市長へ、正本1部、副本2部提出するものとする。この他、位置図、周辺状況見取図、実測平面図等のPDF図面データもしくは縮小版（A3またはA4判）を1部提出するものとする。

市長は、副本1部を広域振興局に対する意見照会に添付し、1部を認可又は不認可通知に添付して申請者に返却するものとする。

軽微な変更をしようとするときは、採取計画の認可を受けた市長へ変更届出を1部提出するものとする。

2 第3の2から6までの規定は、前項の申請について準用する。

(休止及び廃止の届出)

第5 砂利採取計画の認可を受けた者は、砂利採取場又は洗浄選別施設を廃止した場合は、砂利採取廃止届書（法第24条）を、認可を受けた市長へ速やかに提出するものとする。

2 市長は、前項の届出書について、「認可申請書類等の作成」（別記2）に基づき作成するように指導するものとする。

3 第1項の廃止届の提出を受けた市長は、「跡地整理の確認」（別記7）により現地確認等を行うものとする。

(立入検査・命令等)

第6 立入検査等（法第34条の2）、報告の徴収（法第33条）、認可採取計画の変更命令（法第22条）、緊急措置命令等（法第23条）及び認可の取消し等（法第26条）については、「立入検査等」（別記8）及び「違反者処分方針」（別記9）により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和3年7月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和7年9月11日から施行する。

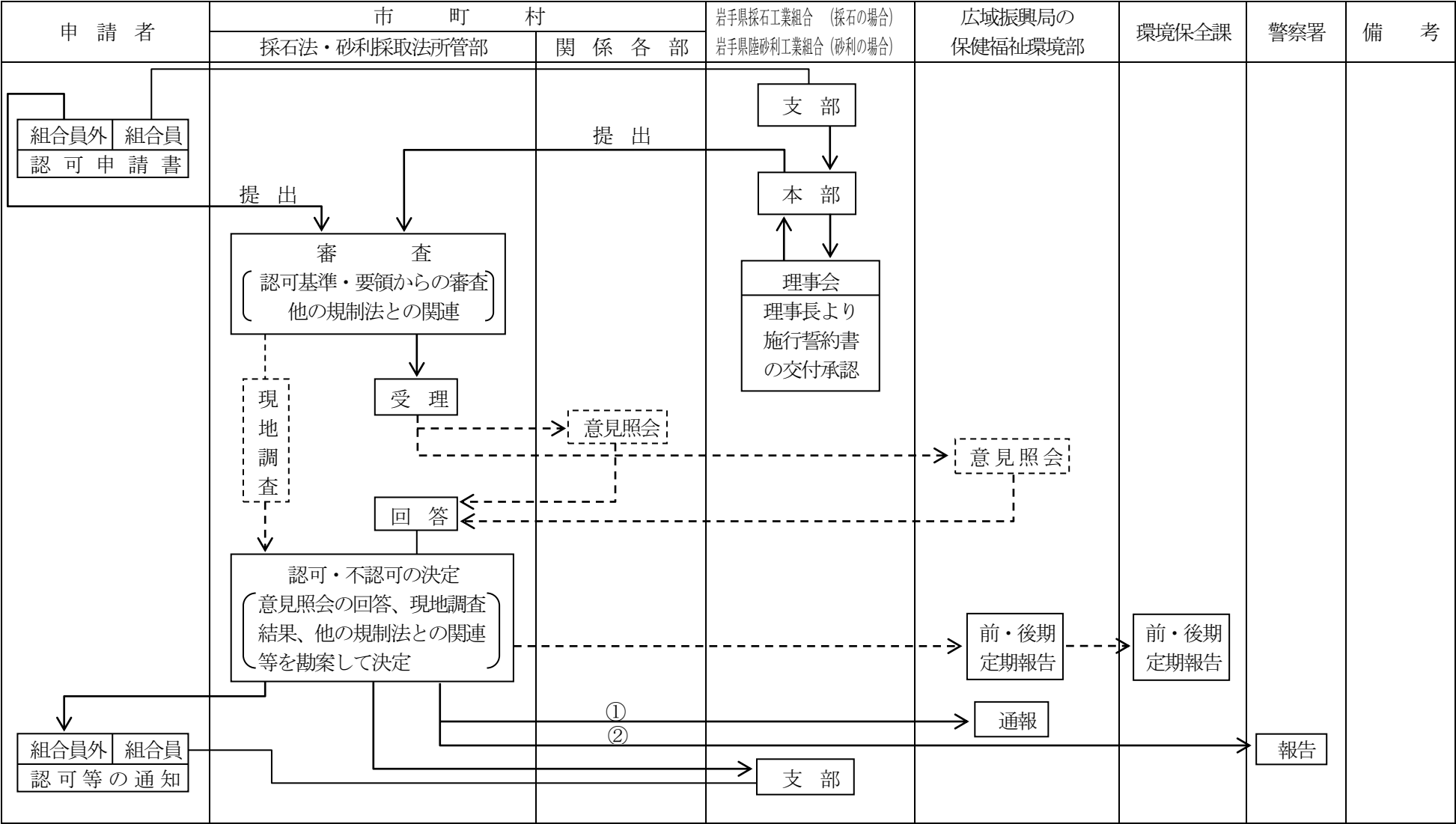
別記 1 砂利採取業の範囲

- 1 「砂利採取業」とは、砂利（砂及び玉石を含む）の採取（洗浄を含む）を行う事業をいう。
- 2 砂利の採取から洗浄まで同一の砂利採取場で一貫して行っている場合はもちろん、現実には土中から砂利を採取しないで、他の業者から砂利を全て購入し、その洗浄行為だけを行っている場合も「砂利の採取」に含まれる。
- 3 採取をした砂利の中に粒径が300ミリメートルを超える岩石が少量含まれている場合にも、全体として「砂利の採取」に該当して本法の適用を受けるだけで、採石法の適用はない。
- 4 宅地造成工事、土地改良工事、その他の建設工事の施行箇所において生じた砂利を採取する場合、「砂利採取業」には該当しない。
但し、宅地造成工事、土地改良工事、その他の建設工事であっても、他の箇所で使用する目的をもって砂利の採取を行っているものは「砂利採取業」に該当する。この「他の箇所で使用する目的をもって砂利を採取する」とは、工事現場において生じた砂利を宅地造成や土地改良の工事のために取り除くという消極的な砂利の採取ではなく、究極的には宅地造成や土地改良を行う目的であっても、工事の過程では採取した砂利を販売したり、他の箇所で使用したりするなど、積極的な目的をもった砂利の採取を行うことをいう。
- 5 河川管理者が河川工事又は河川の維持のために河川区域内において行う砂利の採取（いわゆる現場採取）は、直営方式によるか請負方式によるかを問わず、河川工事、又は河川の維持そのものであり、本条の「砂利採取業」には該当しない。港湾工事、漁港工事、海岸保全工事、砂防工事及び治山工事についても同様である。

（参考：砂利の定義について）

- 1 一般的に粒径の小さな順に、砂、砂利、栗石、玉石と呼ばれているもので、粒径がおおむね300ミリメートル以内のものを「砂利」として扱う。
- 2 砂利であるためには、その形状が丸みを帯びたものでなければならない。

採石・砂利採取計画認可フロー（標準処理日数 採石55日、砂利35日）及び変更認可（標準処理日数 採石・砂利共に20日）



※承継手続き、廃止届の受理（法24条）、認可の失効（法25条）、認可の取消し（法26条）の措置を講じた際にも①、②の通報（報告）を行うこと。

認可

別記2 認可申請書類等の作成（採取・洗浄）

項 目	採 取	洗 浄		留 意 事 項
		新 規	更 新	
認可申請				
1 認可申請書	○	○	○	申請様式第1号により作成のこと（手数料 33,900円）
2 砂利採取場の跡地整理に関する誓約書 [組合または同業者等の誓約書]	○	○	○	原則として、以下のうち、一項目に該当する誓約書の添付 1 岩手県陸砂利工業組合の長の誓約書 2 申請者に代わり砂利採取場の跡地整理を行うことを誓約した同業者、現に採石法第33条の認可を受けて採石業を営む者及び建設業を営む者（以下「同業者等」という）2名以上の誓約書 なお、この場合はさらに次の書類を添付すること (1) 同業者等の砂利採取計画認可書の写し又は岩石採取計画認可書の写し (2) 同業者等の印鑑証明書 (3) 同業者等が次のいずれにも該当しないことを証明する書面 ア 申請者又はその家族が代表者になっている法人 イ 申請者が一定割合の出資を受けているか又は出資を行っている法人 ウ 過去2年の間に法第23条第1項及び第2項に基づく措置命令以上の処分を受けている者 エ 過去2年の間に採石法第33条の13第1項及び第2項に基づく措置命令以上の処分を受けている者 (4) 同業者等に十分な保証能力があるかどうか判断するための次の書類 ア 法人の場合、当該申請年度から過去2会計年度の決算書、法人税及び法人事業税の納税証明書 イ 個人の場合、当該申請年度から過去2会計年度の青色申告決算書、所得税及び事業税の納税証明書 ウ 法人、個人いずれの場合においても、砂利採取を行っている場合は、砂利採取経歴書及び他業者に対する重複保証状況書 ※ 同業者とは、原則として県内で現に採取計画の認可を得て砂利採取業を営む者をいう。
3 採取計画書	○	○	○	申請様式第5号により作成のこと
4 登録証の写し	○	○	○	知事（広域振興局長等）の登録通知書の写し
5 監督計画書	○	○	○	申請様式第6号により作成のこと
6 採取（洗浄）区域に係る権原を有することを証する書面 （土地の登記事項証明書等）	○	○	○	1 自己の土地において砂利の採取を行おうとするときは、当該土地に係る登記事項証明書 2 他人の土地において砂利の採取を行おうとするときは、当該土地所有者、耕作者と申請者との間の契約書又は同意書の写し並びに当該土地に係る登記事項証明書 (1) 共有地である場合共有者全員又は権原を有する者との契約書又は同意書であること。

項 目	採 取	洗 浄		留 意 事 項
		新 規	更 新	
				(2) 登記名義人と所有者が異なる場合、その関係がわかる書面 ア 当該土地が売買されているが、登記変更がされていない場合 ・当該土地の売買契約書 イ 登記名義人が死亡したが、登記変更がされていない場合 ・登記名義人の除籍謄本及び相続者全員に係る戸籍謄本 「 契約が、相続者中の代表者との間で締結されている 」 場合は、他の者の委任状が必要 ※ 相続者が住所不明などの理由により戸籍謄本及び委任状の取得が著しく困難であり、事情やむを得ないと認められる者に限り、説明書をもって代えることができる。 ※ 更新の場合の契約書及び委任状については、前回と変更がなければ前回添付した書類の写しで良い。 3 当該土地に抵当権が設定されている場合は当該権利を有する者の同意書（山砂利採取及び洗浄施設に係る場合のみ）
7 他法令処分関係書面	○	○	○	他の法令に係る許可、認可、その他の処分を行った行政庁の発行した許可証等の写し、もしくは他の行政庁に提出した許可申請書等の写し ※ 関係法令 自然公園法、森林法、農地法、農振法、砂防法、道路法、河川法、文化財保護法、国有財産法等 ※ 規制の概要については「土地関係諸法令の開発規制一覧」を参照のこと
8 埋戻土に関する調書 〔埋戻の土砂を有する土地を確保していることを証する書面〕	○			申請様式第14号により作成のこと ※ 添付書類 契約書、同意書等の写し ただし、採石法にかかる認可により土砂等を確保している場合は、その認可指令書の写しのみの添付で足る
9 運搬計画書	○	○	△	申請様式第7号により作成のこと
10 隣接する土地の所有者及び使用者の同意書 (残置森林等によって隣接地と30m以上離れている場合は不要)	○	○	○	砂利を採取することについての、採取場に隣接する土地の所有者及び使用者の同意書 ただし、更新時において内容変更が生じない場合は、前回書面の写しの添付で良い ※やむを得ない理由により同意書を添付できない場合は、その理由を説明した書面
11 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による届出書	○	○	△	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年条例第71号）の規定により届出を行っているときは、当該届出書の写し
12 洗浄計画書		○	○	申請様式第8号により作成のこと（洗浄のみ） 洗浄工程をフローで示すこと

項 目	採 取	洗 浄		留 意 事 項
		新 規	更 新	
13 山砂利採取跡地整理計画書	○			申請様式第9号により作成のこと（山砂利のみ）
14 位置図	○	○	○	国土地理院発行の地形図に、次の事項を朱記すること。 (1) 採取場、洗浄施設等の位置（5万分の1） (2) 採取した砂利を持ち込む洗浄施設、あるいは会社の位置及び運搬経路 (3) 埋戻材の採取する場所、または確保している場所の位置及び運搬経路
15 周辺状況見取図	○	○	○	事業区域及び採取区域を朱線で囲み、主要道路に至るまでの搬出経路及び採取場付近概ね300m以内にある次のものを表示すること。 人家、教育施設、農地、農業用施設、道路その他の公共施設 なお、事業区域とは、認可を受けようとする期間内において砂利の採取（砂利の洗浄行為のみを行う場合を含む。）を計画している全区域であって、法第17条に定める砂利採取場の区域とする。
16 現況写真	○	○	○	事業区域を朱線で囲むこと。
17 実測平面図 山砂利については、現況地形図、全体計画図及び今期計画平面図それぞれ作成のこと。	○	○	○	事業区域を朱線で囲み、採掘場所は黄塗りとするほか、次の事項を図示すること。 （縮尺：原則として200分の1から500分の1） (1) 縦断測定の測点及び基準点（採取のみ） (2) 事業区域の境界線及び保安距離 (3) 法第29条に基づく標識の位置 (4) 立入禁止等危険標識及び丁張りの位置 (5) 危険防止柵の位置及び構造 (6) 現況写真の撮影場所及び方向 (7) 砂利採取の掘進方向（採取のみ） (8) 出入口 (9) 原石置場、洗浄施設、洗浄機械、付属施設、製品置場、汚濁水処理施設、ヘドロ堆積場、水切場等の表示（洗浄のみ）
18 実測縦断面図	○	○	△	次の事項を図示すること。 〔 縮尺：横方向 200分の1から 500分の1 縦方向 100分の1から 200分の1 〕 (1) 事業区域の境界線及び近接する道路、河川、水路堤防及びそれら土地等との高低の関係 (2) 基準点杭の位置及び保安距離（採取のみ） (3) 地盤高、掘削高及び埋戻計画高（採取のみ） (4) 掘削勾配（採取のみ） (5) 危険防止柵の位置

項 目	採 取	洗 淨		留 意 事 項
		新 規	更 新	
19 実測横断面図	○	○	△	次の事項を図示すること。 縮尺：実測縦断面図と同様 (1) 事業区域の境界線及び近接する道路、河川、水路堤防及びそれら土地等との高低の関係 (2) 保安距離及び法肩間の距離（採取のみ） (3) 掘削勾配（採取のみ） (4) 掘削しようとする表土及び砂利の面積（採取のみ） (5) 危険防止柵の位置
20 公図写	○	○	○	次の事項を記載のこと (1) 事業区域（朱線で囲むこと）及び事業区域内の各地番ごとの所有権者の氏名、地目等 (2) 道路の名称、水路の表示 (3) 出入口（朱書きのこと） (4) 隣接地の所有権者の氏名、地目等 謄写年月日、謄写人氏名、謄写人の捺印 ※ 所有権者は登記名義人とする ※ 公図面と現況が異なる場合は、現況を記載した図面を公図面に代えて提出すること
21 求積図	○	○	△	求積は原則として、三斜法によることとするが次の計算法でもよい （縮尺：原則として、200分の1から500分の1） (1) パソコン等の座標による面積計算 (2) 記録式プランメーターによる面積計算 〔 同一断面を3回以上測定し、その平均値を断面積とする 〕 上記(1)の場合は計算表、(2)の場合は記録紙の写しを提出すること ※ 取付道路の求積は必要ない。
22 採取砂利及び表土の立積計算書 横断面図に記載してもよい。	○			横断面図における面積計算は、21 求積図の計算方法と同じとする。
23 沈殿池、ヘドロ堆積場の構造図	○	○	△	沈殿池、ヘドロ堆積場の構造及び設計根拠を示すこと。 （陸砂利の採取場の場合は、必要なし。）
24 その他	○	○	○	その他市長が必要と認める書類 例：① 砂利の洗浄に使用する水を河川から取水する場合は、河川法第23条の許可を受けたことを証する書面又はその許可申請書の写し ② 国道又は都道府県道に至るまで私人（土地改良区等を含む）の管理する道路を通行する場合には、当該道路を通行する権限を有することを証する書面等

○ 提出が必要なもの △ 提出を省略できるもの（市長が提出を求める場合もある。）

項 目	添 付 書 類 及 び 留 意 事 項
1 変更認可申請	1 採取計画の変更認可申請書（申請様式第2号） 手数料 15,000円 2 添付書類 (1) 採取計画書 ※ 変更する部分のみを記入し、他の部分は「変更なし」の記入で可 (2) 認可指令書の写し (3) 認可の際に添付した書面又は図面のうち、採取計画の変更により記載、記述内容の変更を必要とするもの。 (4) 変更認可申請にあたっての跡地整理の履行の誓約書（原則として当初の認可の際、跡地整理の誓約をした者が誓約すること。この事項に関する取扱いは「別記2 認可申請書類等の作成」の〈2 砂利採取場の跡地整理に関する誓約書〉の項に準ずるものとする。）
2 軽微な変更届	1 軽微な変更届書（申請様式第2-2号） 2 添付書類 変更となった箇所、設備等の参考書面、図面 3 必要に応じて、変更届提出にあたっての跡地整理の履行の誓約を行うことに関する同意書（原則として当初の認可の際、跡地整理の誓約をした者が同意すること。この事項に関する取扱いは「認可申請書類の作成について」の〈砂利採取場の跡地整理に関する誓約書〉の項に準ずるものとする。）
3 氏名等変更届	1 氏名等変更届書（申請様式第3号） 2 添付書類 なし 3 本届出と同時に、登録事項変更届書または承継届書の提出が必要。
4 廃止届	1 砂利採取廃止届書（申請様式第4号） 2 添付書類 採取跡地又は洗浄選別施設の操業跡地のカラー写真（認可更新する予定の洗浄選別施設は不要）

別記 3 砂利採取跡地整理保証実施規程

(目的)

第1 この要領は、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号。以下「法」という。）に基づく砂利採取計画の認可にあたり、砂利採取跡地整理対策として保証制度を導入することによって、採取跡地の災害の未然防止を図り、もって砂利採取事業の健全な発達に資するものとする。

(施行誓約者)

第2 法第 16 条の規定による砂利採取計画の認可（法第 20 条の規定による砂利採取計画の変更の認可等を含む。以下「認可」という。）を受けようとする者（法第 8 条の規定により砂利採取業者の地位を承継した者を含む。以下「申請者」という。）は、砂利の採取跡地の整理について施行誓約者（以下「誓約者」という。）を立てるものとする。

2 誓約者は、申請者の死亡、倒産等により、前項の認可に係る砂利採取場の跡地整理を実施しない場合には、第 4 に規定する砂利採取跡地整理施行誓約書（以下「施行誓約書」という。）に基づき、申請者に協力し又は申請者に代わって当該採取跡地の整理を履行する責務を負うものである。

3 第 4 条に規定する施行誓約書による保証の期間は、第 1 項の認可申請に係る砂利採取計画の認可の日から、その砂利採取跡地についての整理が終了し、市長が廃止届を受理した日まで、又は同一砂利採取場において次の認可日の前日までとする。

(誓約者の範囲)

第3 前条に定める誓約者の範囲及び必要人数は、次の各号の一に掲げる者とする。

(1) 岩手県陸砂利工業組合

(2) 次に掲げる者のうち 2 名以上

- ① 原則として県内で現に法第 16 条の認可を受けて砂利採取業を営む者であって十分な保証能力を有すると認められる者
- ② 原則として県内で現に採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の認可を受けて採石業を営む者であって十分な保証能力を有すると認められる者
- ③ 原則として県内で建設業を営む者であって十分な保証能力を有すると認められる者

2 前項第 2 号に規定する十分な保証能力を有する者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 法人にあつては、過去 2 会計年度の決算が 2 年のうち 1 年以上黒字であること又は直近の決算で資本金が累積赤字を上回っていること
- (2) 個人事業者にあつては、毎年青色申告を行い、事業収入が年間 3 千万円以上であること

(施行誓約書の申請書への添付)

第4 申請者は、第 2 第 1 項に規定する認可の申請書に、前条に定める誓約者の施行誓約書（別紙様式）を、原則として添付するものとする。

2 申請者が岩手県陸砂利工業組合員である場合には、前項の施行誓約書に代えて岩手県陸砂利工業組合の長の施行誓約書を添付することができる。

(誓約者の変更)

第5 誓約者が死亡、倒産等により第2第2項に規定する誓約者の義務を履行できなくなった場合、又は履行できなくなるおそれが生じた場合は、申請者又は誓約者は速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合において（前項の報告の義務を履行しない場合を含む。）市長が誓約者の変更が必要であると認めたときは、申請者は速やかに第2の規定に基づき新たな誓約者を選定し、当該誓約者に係る第4に規定する施行誓約書を提出しなければならない。

(誓約者の免除)

第6 法第43条の規定により、国又は地方公共団体が市長との協議の成立により行う砂利採取行為については、この規程は適用しないものとする。

(別紙様式)

砂利採取跡地整理施行誓約書

年 月 日

花巻市長

様

施行誓約者 住 所
名 称
氏 名（法人にあつては代表者氏名） 印

施行誓約者 住 所
名 称
氏 名（法人にあつては代表者氏名） 印

私（当社・当組合）は、下記 5 に掲げる条件を満たす者であり、申請者が死亡、倒産等により、下記認可に係る砂利採取場又は洗浄施設の、採取計画書（申請様式第 16 号）、山砂利採取跡地整理計画書（申請様式第 20 号）及び洗浄計画書（申請様式第 19 号）に従って跡地整理を実施しない場合には、申請者に協力し又は申請者に代わって施行誓約者連帯のうえ、確実に履行することを誓約します。

記

- 1 砂利採取計画認可申請者 住 所
名 称
氏 名（法人にあつては代表者氏名）
- 2 年 月 日付け申請の砂利採取計画（変更）認可
- 3 保証に係る砂利採取場・洗浄施設の所在地（場所）
- 4 採取する砂利の種類及び予定数量
- 5 砂利採取場の跡地整理に関し十分な保証能力を有する者の条件
 - (1) 法人にあつては、過去 2 会計年度の決算が 2 年のうち 1 年以上黒字であること又は直近の決算で資本金が累積赤字を上回っていること
 - (2) 個人事業者にあつては、毎年青色申告を行い、事業収入が年間 3 千万円以上であること

- (注) 1 施行誓約者が死亡、倒産等により第 2 条第 2 項に定める施行誓約者の義務が履行できなくなったとき又は履行できなくなるおそれが生じたときは、申請者は速やかに新たな施行誓約者を選定し、当該施行誓約者に係る砂利採取跡地整理施行誓約書を提出すること。
- 2 砂利採取跡地整理施行誓約書の添付書類については、「認可申請書類の作成について」に規定されているとおりである。

(参考様式)

施行誓約書

岩陸工誓第 号
年 月 日

市長 殿

岩手県陸砂利工業組合
理事長

下記組合員に係る砂利の採取について、当組合はつぎのことを誓約致します。

1. 申請人が関係法令を遵守し、かつ当該認可に係る採取計画に従って砂利の採取を行なうことを指導監督する。
2. 申請人が営業中の事業の不振等によって当該認可に係る採取計画に従った砂利の採取を行なうことができないと認められた場合は、公災害の発生を未然に防止するために必要な下記の緊急措置を講ずる。
 - イ. 陸砂利採取場における採取計画の「採取跡地整地目標」までの復旧措置
 - ロ. 山砂利採取場における崩壊防止措置及び緑化措置
 - ハ. 洗浄施設における沈殿池及び危険箇所の埋戻し
 - ニ. 立入防止措置
3. その他公災害発生防止のために必要な措置を講ずる。

記

1) 申請人

住 所
名称及び氏名

2) 認可を受けようとする区域等

(1) 採取場の区域

洗浄施設

(2) 採取場の面積

m²

洗浄施設

(3) 採取数量

m³

(4) 採取の期間

認可の日より

洗浄

別記4 砂利採取計画に係る認可期間

1 認可の期間は、施行誓約者の砂利採取跡地整理施行誓約書（いずれも添付書類を含む）の状況により、次のとおりとする。

(1) 岩手県陸砂利工業組合の長の施行誓約書が添付されている場合

- | | |
|--------------|------------|
| ① 陸砂利採取に係るもの | 2年以内 |
| ② 山砂利採取に係るもの | 3年以内 |
| ③ 海砂利採取に係るもの | 1年以内（海浜区域） |
| ④ 砂利の洗浄に係るもの | 3年以内 |

(2) 施行誓約者2名以上の施行誓約書が添付されている場合

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 陸砂利採取に係るもの | 6ヶ月以内 |
| ② 山砂利採取に係るもの | 1年以内 |
| ③ 海砂利採取に係るもの | 6ヶ月以内（海浜地区） |
| ④ 砂利の洗浄に係るもの | 2年以内 |

(3) 施行誓約に関する書類要件を完全に満足しない場合

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 陸砂利採取に係るもの | 3ヶ月以内 |
| ② 山砂利採取に係るもの | 6ヶ月以内 |
| ③ 海砂利採取に係るもの | 3ヶ月以内（海浜地区） |
| ④ 砂利の洗浄に係るもの | 1年以内 |

2 洗浄施設の更新認可に係る期間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|------|
| ① 岩手県陸砂利工業組合の長の施行誓約書が添付されている場合 | 4年以内 |
| ② 施行誓約者2名以上の施行誓約書が添付されている場合 | 2年以内 |
| ③ 施行誓約に関する書類要件を完全に満足しない場合 | 1年以内 |

3 変更認可申請において延長できる期間については、次のとおりとする。ただし、事業区域面積の増加を伴わない場合であり、期間の延長は、災害等の特別な理由による場合を除き、1回限りとする。

(1) 岩手県陸砂利工業組合の長の施行誓約書が添付されている場合（延長期間）

- | | |
|--------------|------------|
| ① 陸砂利採取に係るもの | 1年以内 |
| ② 山砂利採取に係るもの | 1年以内 |
| ③ 海砂利採取に係るもの | 1年以内（海浜区域） |

(2) 施行誓約者2名以上の施行誓約書が添付されている場合（延長期間）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 陸砂利採取に係るもの | 6ヶ月以内 |
| ② 山砂利採取に係るもの | 1年以内 |
| ③ 海砂利採取に係るもの | 6ヶ月以内（海浜地区） |

(3) 施行誓約に関する書類要件を完全に満足しない場合（延長期間）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 陸砂利採取に係るもの | 3ヶ月以内 |
| ② 山砂利採取に係るもの | 6ヶ月以内 |
| ③ 海砂利採取に係るもの | 3ヶ月以内（海浜地区） |

前回の認可期間内に砂利災害等が発生し又は発生するおそれが認められたことにより、砂利採取法に関して始末書の提出を伴う指導又は行政処分を受けた者の認可期間は、前回の認可期間に0.5を乗じた期間以内とする。

別記5 採取計画認可等の事務取扱

1 定義

「花巻市砂利採取法事務取扱要領」において「陸砂利」、「山砂利」及び「海砂利」とは「砂利採取計画認可準則」（昭和43年通商産業省化学工業局長・建設省河川局長通達）1、ニ（定義）で定めるところによるものとする。従って、砂利が賦存している土地の形状により、判断するものとする。

2 認可の申請

採取計画認可申請書の作成については、「認可申請書類等の作成」（別記2）により指導し、着手（操業）予定日の35日前までの提出を指導することとする。

3 受理

申請書の提出があったときは、「砂利採取計画（変更）認可申請審査票」により必要な書類が添付されていることを確認したうえで受理し、不備、不明な点があった場合は、是正及び修正された後に受理するものとする。

4 関係機関への意見照会

受理した後は、市関係各部から意見を聴取するものとする。

土地の規制法令等との関連により県関係部局から意見を聴取する必要がある場合は、関係各部への照会と並行して行うものとする。（主な土地の規制法令等については「土地関係諸法令の開発規制一覧」を参照）

様式は次のとおりとする。

	関係機関（県・市）への照会
照 会 様 式	事務処理様式第9-1号
回 答 様 式	事務処理様式第9-2号
照 会 の 際 の 添 付 書 類	(1) 採取計画書及び参考添付書類の写し (2) 事業区域を表示した地形図 (5万分の1)

なお、意見照会の回答で、計画見直し等の意見があった場合は、必要に応じて申請者に対し是正の指導を行い、そのうえで関係機関へ再照会を行うこと。

5 審査

受理した申請の審査にあたっては、法第19条に規定する「認可基準」及び「砂利採取計画認可準則」（昭和43年通商産業省化学工業局長・建設省河川局長通達）に照らしたうえで、関係機関からの意見を参考とし、認可、不認可の判断をするものとする。

なお、認可、不認可の判断に際し、原則として現地調査を行うものとする。

6 砂利採取場の跡地整理に関する誓約書について

採取計画書には、「砂利採取跡地整理保証実施規程」（別記3）第4条に規定する誓約書を添付するよう指導すること。

7 砂利採取場の跡地整理の良否基準について

砂利採取が終了し、廃止届が提出された時点で、「跡地整理の確認」（別記7）により現地確認すること。

なお、この際、本文書の＜20 採取跡地・洗浄施設跡地の整理＞にも留意すること。

林地開発等、他法令の関係する砂利採取場の場合は、極力、関係法令の許可を行う担当部署職員と同行し、関係法令に係る完了確認も同時に行うこととする。

8 複数箇所施行の取扱い

同一業者に対し、5箇所目の認可をする場合には、原則として4箇所の採取地のうち1箇所の採取地の埋戻しが70～80%の完了が確認できた時点で認可を行うこと。

但し、業務主任者1人あたり実稼働採取箇所は3箇所までとする。なお、洗浄施設は箇所数に含めない。（同時の認可箇所数は、最多5箇所まで）

9 通報及び処分の通知

申請に対する処分にあつては、申請者への通知（申請者が岩手県陸砂利工業組合員である場合は組合各支部を通して、指令書等を交付すること。）、広域振興局へ通報を行うとともに、あわせて砂利採取場がある地域を管轄する警察署長に対し報告するものとする。

様式等は次のとおりとする。

			認 可	不 認 可
申 請 者	採 取	指 令 書	事務処理様式第1号	事務処理様式第4号
		留意文書	事務処理様式第1-2号	
	洗 浄	指 令 書	事務処理様式第2号	事務処理様式第4号
		留意文書	事務処理様式第1-2号	
	添 付 書 類		副本1部	副本1部
関 係 機 関	広 域 振 興 局	通 報	事務処理様式第10号	事務処理様式第10号
		添付書類	認可指令書（写し）	不認可指令書（写し）
			留意文書（写し）	
	警 察 署	報 告	事務処理様式第10号	事務処理様式第10号
		添付書類	認可指令書（写し）	不認可指令書（写し）
			位置図（写し）	

10 条件を附す場合

法第31条に基づく条件は、個々の砂利採取場の実態を判断のうえ、必要最小限のものにかぎり、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課すこととならない範囲において附することができるものとする。

なお、条件以外の指示事項がある場合は、留意文書に記載するものとする。

11 処分内容の整理

認可事項については、市に備えている砂利採取計画認可台帳に記載し、整理するものとする。

12 変更事項の取扱い

事 項	採 取 場	洗 浄 施 設
認可申請	(1) 事業区域の拡張（拡張部分の面積が陸砂利 1,000 m ² 以上、山砂利 2,000 m ² 以上の場合）	
変 更 認 可 申 請	(1) 事業区域の拡張（拡張部分の面積が陸砂利1,000m ² 未満、山砂利2,000m ² 未満の場合） (2) 山砂利の最終残壁等の認可形状の変更 (3) 掘削深の変更（掘下げ） (4) 採取期間の延長（事業区域面積の増加を伴わないもの）（跡地整理が終了できない場合であって、1回に限って1年以内かつ当初の採取期間の日数を超えない範囲とする。ただし、災害等の特別な理由による場合は除く） (5) 採取数量の増量 (6) 掘削面積の拡張	(1) 事業区域の拡張（既存の洗浄施設の隣接地への拡張であり、一体として利用する場合） (2) 沈澱池、洗浄施設等の機械の配置の変更 (3) 沈澱池、洗浄、破碎機械の増設
軽 微 な 変 更 届 出	(1) 採取、運搬機械の増設 (2) 採取機械の変更（取り替え） (3) 既認可部分の事業区域、掘削面積の縮小 (4) 当該採取場を管理する業務主任者の変更 (5) 認可を受けた事業区域外における砂利置場の変更又は新設 (6) 陸砂利採取の中止（埋戻を行う採取場）	(1) 洗浄、破碎機械の変更（取り替え） (2) 既認可部分の事業区域面積の縮小 (3) 当該施設を管理する業務主任者の変更

※ 認可の取扱いについては上記の表によるが、当該表にあてはまらない事例が発生した場合は、法の趣旨を勘案したうえで個別に判断するものとする。

※ 面積拡張に伴う変更認可の際の期間の取扱いは、既認可部分の認可期間とする。

※ 退職による業務主任者の変更は、法第9条の登録事項の変更届を提出した後（同時）に認可事項の軽微な変更届を提出すること。

※ 採取場における軽微な変更届出の(5)「砂利置場の変更又は新設」については、社会通念上、「砂利採取場」と一体としてみなされない場合であっても、届出を要するものとする。

※ 軽微な変更届出の(6)について、申請様式第2-2号「軽微な変更届書」に記載する変更数量は

概数でよいこと。

13 変更認可、軽微な変更届出、氏名等変更届出、廃止届の手続き

申請書類については「認可申請書類等の作成」(別記2)により指導するものとする。

なお、処分及び通報(報告)様式は次のとおりとする。

(1) 変更認可、軽微な変更届出、氏名等変更届出

		認可	不認可
申請書	指令書	事務処理様式第3号	事務処理様式第4号
	留意文書	事務処理様式第1-2号	
	添付書類	副本1部	副本1部
関係機関、警察署への通報(報告)の様式及び添付書類については、認可の場合に準ずる。 変更届出が提出された場合は受理のみとし通報(報告)は不要とする。			

(2) 廃止届

			廃止
申請者	受理通知書		事務処理様式第4-2号
関係機関	振興局	通 報	事務処理様式第10-2号
		添付書類	廃止届書(写し)
	警察署	報 告	事務処理様式第10-2号
		添付書類	廃止届書(写し)

※警察署は県内各警察署の生活安全課を想定している。

14 掘削深

砂利採取計画認可準則で定めるとおりとする。

採取地の状況	掘削深
農地	10m以内(ただし、ボーリング調査等により砂利層が確認されている場合は、最大15mまで認める。なお、10mを越える場合は、申請時にボーリング調査等の結果を添付させ確認のこと。)
農地以外	特に定めないが、災害防止の見地から適当なものであること。

15 保安距離

次のとおりとする。ただし、陸砂利採取において、17掘削方法のハによるときは、その距離とする。

隣接地の状況、施設等	確保する保安距離
農地、原野、山林等	2m以上(山砂利の場合5m以上) ただし、畦畔で区切られている水田の場合で、隣接地権者の同意があり、災害発生の危険性がないと認められる場合はこの限りではない。

河川区域、河川管理施設等	10m以上
家屋等建築物	軒下から（2m＋掘削深）以上
道路	道路区域境又は敷地境から3m以上 ただし、通行量の少ない農道など特に危険が無いと認められる場合は2m以上とすることができる。
鉄道	敷地境から3m以上
重要な用排水路	5m以上
用排水路	2m以上
電柱（支柱）	2.5m以上
送電鉄塔等	管理者との協議により決められた距離

※ 当該保安距離は洗浄施設の認可には適用しないが、他法令（河川法等）に基づく保安距離の確保については十分調整されたものであること。

16 掘削勾配

砂利採取計画認可準則で定める「別表 掘さくの安定こう配の標準」以内とする。ただし、陸砂利採取において、17 掘削方法のロ及びハによるときは、その勾配とする。

種 類	垂 直 1 m に 対 す る 水 平 距 離
1 砂	1.5m
2 固くしまった砂利	1.0m
3 固くしまっていない砂利	1.2m
4 固くしまった土	
高さ5mまで	0.8m～1.0m
高さ5m以上	1.0m～1.5m
5 固くしまっていない土	
高さ5mまで	1.0m～1.5m
高さ5m以上	1.5m～2.0m

17 掘削方法

砂利採取計画認可準則で定めるとおりとする。

陸砂利採取における掘削方法は、次の3方法のうちのいずれかにより行うものでなければならない。

- イ 保安距離をとった上で、安定勾配（砂利採取計画認可準則で定める「別表 掘さくの安定こう配の標準」以内）で掘削する。
- ロ 保安距離をとった上で、安定勾配より急な勾配で掘削し、掘削箇所には法面保護のための土留めを施す等土砂崩れ防止措置を十分に講ずる。
- ハ 保安距離以上の距離を隔てた上で、安定勾配より急な勾配で掘削する。ただし、この場合の勾配は、崩壊した場合にも掘削箇所と隣接物件との距離が保安距離以上となるようなものであること。（下図参照）

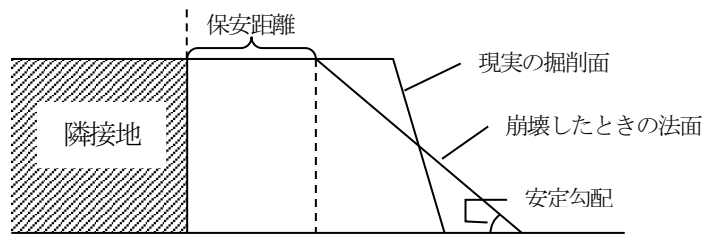


図 掘削箇所が崩壊した場合でも保安距離を有している場合

18 指 導

認可採取場については、採取計画書及び申請図面により計画的な採取、災害防止の措置が適切に講じられているか巡視により確認すること。

なお、届出の対象となっている砂利置場についても、災害防止の観点から巡視を行うとともに、災害、水質汚濁等の問題が発生、あるいは発生が予見される場合には関係機関へ報告すること。

19 採取跡地・洗浄施設跡地の整理

(1) 陸砂利採取

ア 採取跡地は、原則として埋め戻しを行うこと。

イ 農地における掘削跡は、必ず埋め戻しを行うこととし、この場合、埋め戻された土地は農地として使用し得る適切なものであること。(残渣は不可)

ウ 農地以外の平地における採取跡地についても、学校、幼稚園の周辺、国道、県道の傍等である場合には積極的な理由がない限り埋め戻しを行うこと。

エ 埋め戻しを行う場合は、掘削を完了した区域ごとに、速やかに行うこと。

オ 埋め戻しを行わない採取跡地については、有刺鉄線、危険防止柵の設置等、十分な危険防止の措置が講じられていること。

(2) 山砂利採取

ア 山砂利採取跡地(残壁等)については植栽、種子吹き付け等により緑化すること。

イ 採取跡地の緑化の目的が、水土保持、環境保全、景観保全、生態保全のどの機能を主とするか判断し、かつ、できるだけこれらの機能を併せもつよう緑化すること。

ウ 適用植物は、気象条件、土壌条件等を考慮し、復元すべき目標(高木、低木、草本、つるなど特殊樹草)を決めてから選定すること。ただし、草本の単純群落は防災上、景観上、好ましくないので、可能な限り木本を併用すること。

エ 緑化は一回の施工だけで完成するものではないので、追肥、不成功地への補植、次代の適用木の植栽等を随時行うこと。

(3) 沈澱池

ア 掘り込み式の沈澱池の跡については、原則として、十分に水を排出した後、ヘドロの状態、厚さ等を考慮し適切な埋め戻しを行い、十分に転圧すること。

イ 土堰堤を設置する方式の沈澱池の跡については、十分に水を排出した後、適正に土堰堤を取り壊しヘドロを取り除いて、危険のないよう整理すること。

(4) 洗浄施設

ア プラント機械及びその他構造物（放置することにより、災害の発生する可能性のあるもの）は撤去し、現況地盤レベルまで埋め戻すこと。

イ 製品ストックについても、撤去すること。

20 認可期間満了のお知らせ

認可期間満了日の3ヶ月前に、認可業者に対して「認可期間満了のお知らせ」（事務処理様式第12号により通知し、認可業者に砂利採取場を継続又は廃止のどちらかを選択させ、現認可期間内に所要の手続きを行わせること。

なお、期間内に跡地整理または継続手続きが完了することが明らかであると認められる場合は、省略できるものとする。

砂利採取計画（変更）認可申請審査票【採取場】

1 認可申請書（申請様式第1号）

申請者

受理番号

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考
(1) 手数料 [手数料条例] ☒ 規定の手数料を納付しているか。 ☐ 採取計画認可（法16条） …… 33,900円 ☐ 採取計画変更認可（法20条） … 15,000円	適 ・ 否	
(2) 申請年月日	☒ 記入の有無、提出月日と著しい相違がないか。 （概ね1週間以上相違する場合は、原則として訂正させること。）	適 ・ 否
(3) 申請先	☒ 管轄地の市長あてとなっているか。 「花巻市長」あて	適 ・ 否
(4) 氏名又は名称及び住所、法人 にあつては代表者氏名 [法18条1-1]	☒ 申請時の登録状況と相違はないか。 （登録証の写し又は登録台帳との照合） ☒ ※ 相違がある場合は審査保留 ☒ 申請者の押印はあるか。 （申請者が自署する場合は省略できる。）	適 ・ 否 適 ・ 否
(5) 登録の年月日及び番号 [法18条1-2]	☒ 正しく記載されているか。 （登録証写との照合）	適 ・ 否

2 採取計画書（申請様式第5号）

審 査 項 目	適 否 欄	備 考
(1) 砂利採取区域 [法17条1-1]	☒ 所在地番、地目が正しく記載されているか。 （所在地番、地目を土地登記簿謄本、公図の写しと照合） ☒ 区域面積が求積図と合致しているか。 （求積図との照合） ☒ ※ 区域 … 採取場（保安区域を含む。取付道路は算入しない。）	適 ・ 否 適 ・ 否
(2) 採取する砂利の種類及び数量等 [法17条1-2]	☒ 採取計画量が立積計算書と合致しているか。 ☒ 掘削面積が求積図と合致しているか。 ☒ ※ 掘削面積 … 保安距離を除いた実掘削面積 ☒ 掘削深は適正か。また、最大掘削深が、実測縦断・実測横断図面と合致しているか。 ☒ ※ 5m以下、5m超…災害防止柵等確認	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 最大 <u>m</u>

審 査 項 目		適 否 欄	備 考
(3) 期間	◎ 以下の跡地整理の誓約書の添付状況により適正な認可期間であるか (1) 岩手県陸砂利工業組合の長の施行誓約書が添付されている場合 ①陸砂利採取 2年以内（延長1年以内） ②山砂利採取 3年以内（延長1年以内） ③海砂利採取 1年以内（延長1年以内） (2) 誓約者2名以上の施行誓約書が添付されている場合 ①陸砂利採取 6ヶ月以内（延長6ヶ月以内） ②山砂利採取 1年以内（延長1年以内） ③海砂利採取 6ヶ月以内（延長6ヶ月以内） (3) 施行誓約に関する書類要件を完全に満足しない場合 ①陸砂利採取 3ヶ月以内（延長3ヶ月以内） ②山砂利採取 6ヶ月以内（延長6ヶ月以内） ③海砂利採取 3ヶ月以内（延長3ヶ月以内） ※前回の認可期間内に砂利災害等が発生し、又は発生するおそれが認められたことにより、砂利採取法に関しての指導（始末書の提出を含む）、又は行政処分を受けた者については、前回の認可期間に0.5を乗じた期間以内	適 ・ 否	年
(4) 砂利の採取方法及び採取のための設備、その他施設に関する事項	◎ 記載内容は適正か。	適 ・ 否	

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考
(5) 埋めもどしに関する事項	◎ 跡地整地目標、復元レベルは適正か。 ☐ 原形復旧 ☐ 埋め戻せず ◎ 埋め戻し土砂の確保は適正か。 ☐ 自己所有地 ☐ 採石認可地 ☐ 契約書、同意書等	適 ・ 否 適 ・ 否
(6) 砂利の採取に伴う災害防止の方法及び施設に関する事項	◎ 法定標識の設置位置は適正か。 (実測平面図で確認) ◎ 周囲の柵の設置位置及び構造は適正か。 (実測平面図で確認) ◎ 危険標識の設置数、位置は適正か。 (実測平面図で確認) ◎ 表土及び廃土又はヘドロの処理方法は適正か。 ◎ 保安距離は適正か。(実測平面図で確認) 隣接地 { ☐ ①農地、原野山林等……………2 m以上 ☐ ②河川区域、河川管理施設等……………10m以上 ☐ ③家屋等建築物……………軒下から (2 m + 掘削深) 以上 ☐ ④道路……………道路区域境等から 3 m以上 ☐ ⑤重要な用排水路……………5 m以上 ☐ ⑥その他 (☐ 鉄道、 ☐ 用排水路、 ☐ 電柱等) ◎ 掘削法面の勾配は適正か。 ◎ 丁張の設置数、位置は適正か。 (掘削面に設置 縦断方向20m間隔) ◎ 土砂崩れの防止方法は適正か。 ◎ 粉塵、騒音防止の方法は適正か。 ※ 粉塵防止対策 … ☐ 散 水 ☐ その他 () ◎ 湧水の処理方法は適正か。 ※ ポンプアップする場合、付近の井戸水等に悪影響を与えないように留意していること。 ◎ 場外への排水の場合 … 関係機関の承諾 → 承諾期間 ~ (許可証の写し又は承諾書の写しの添付を確認) ◎ 水切の方法、水切場の位置は適正か。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 ① _____ m ② _____ m ③ _____ m ④ _____ m ⑤ _____ m _____ m 勾配 _____ ° 丁張 _____ 箇所 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 無 適 ・ 否 関係機関名 _____ 適 ・ 否
(7) 事務所及び業務主任者に関する事項	◎ 事務所の名称、住所、責任者氏名、電話番号の記載があるか。 業務主任者の住民票が県外若しくは遠距離の場合、監督を行う場合の生活拠点地について説明を求める。 ◎ 業務主任者は有資格者か。 (試験合格証又は認定証で確認) ◎ 業務主任者は登録者か。 (登録証の写し又は登録台帳で確認) ※ 原則は、1 箇所 1 人の業務主任者	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 無 適 ・ 否
(8) 事業区域外の関連施設	◎ 該当する関連施設がある場合、所在地、面積、所有者の記載があるか。	適 ・ 否

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考
(1) 【誓約書】 砂利採取場の跡地整理に関する誓約書 [認可規則第3条2-11]	◎跡地整理に関する誓約書（次のいずれか一つ） ○ 岩手県陸砂利工業組合の長の誓約書 ○ 同業者等2者（社）以上の誓約書（次のすべての書類が添付されていること） □ 砂利採取計画認可書又は岩石採取計画認可書の写し □ 印鑑証明書 □ 次のいずれにも該当しないことを証明する書面 ・申請者又はその家族が代表者になっている法人 ・申請者が一定割合の出資を受けているか又は出資を行っている法人 ・過去2年の間に法第23条第1項及び第2項に基づく措置命令以上の処分を受けている者 ・過去2年の間に採石法第33条の13第1項又は第2項に基づく措置命令以上の処分を受けている者 □ 誓約者が同業者等であることについては、採取計画認可書の写しにより確認すること □ 同業者等に十分な保証能力があるかどうか判断するための次の書類 □ 法人の場合、当該申請年度から過去2会計年度の決算書、法人税及び法人事業税の納税証明書 →□ 過去2会計年度の決算が2年連続赤字又は直近の決算で累積赤字が資本金を上回っていないことを確認 □ 個人の場合、当該申請年度から過去2会計年度の青色申告決算書、所得税及び事業税の納税証明書 →□ 経歴に示されている採取場において計画に従い採取され災害防止が履行されていることを確認 →□ 上記誓約書以外の担保確認 確認内容（ ）	適 ・ 否 左の書類の要件が完全に満足しない場合、認可期間を短縮すること

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考
(2) 【登録証の写し】 法第3条の登録（砂利採取業者登録）を受けていることを示す書類 [認可規則第3条2-5]	適 ・ 否	
(3) 【監督計画書】 申請様式第6号 [認可規則第3条2-6]	◎ 事務所の名称及び監督場所が記載されているか 適 ・ 否 ◎ 監督者は業務主任者と合致しているか。 適 ・ 否 ◎ 監督指導計画内容が適正か。 適 ・ 否 <u>住民票の住所（生活拠点地の住所）からの移動時間を考慮したうえで、監督指導時間を確保しているか。</u>	主任者氏名 _____
(4) 【採取区域に係る権原を有することを証する書面】 砂利採取の権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分あることを証明する書面 [認可規則第3条2-7]	☐ 自己所有地… ☐ 土地の登記事項証明書 適 ・ 否 ☐ 他人所有地… ☐ 当該土地で砂利採取を行う内容の土地所有者、耕作者と申請者との間の契約書又は同意書の写し 適 ・ 否 ☐ 土地の登記事項証明書 ☐ 〇 契約期間が申請期間と対比して適正か。 適 ・ 否 ☐ 〇 共有地の場合、共有者全員又は権原を有する者との契約書又は同意書であるか。 適 ・ 否 ☐ 〇 登録名義人と所有者が異なる場合、その関係がわかる書面であるか。 適 ・ 否 ☐ 当該土地が売買され、登記変更がされていない場合 ・ 当該土地の売買契約書 ☐ 登録名義人が死亡し、登記変更がされていない場合 ・ 登録名義人の除籍謄本及び相続者全員の戸籍謄本 ※ 契約の相手が相続権者の代表者の場合は、他の者の委任状が必要 ※ 相続者が住所不明などの理由により戸籍謄本及び委任状の取得が著しく困難であり、事情やむを得ないと認められる場合に限り、説明書をもって代えることができる。 ※ 更新の場合の契約書及び委任状については、前回と変更がなければ前回添付した書類のコピーで良い。 適 ・ 否 ☐ 当該土地に抵当権が設定されている場合は、当該抵当権を有する者の同意書があるか。 （山砂利採取に係る場合のみ） 適 ・ 否 ☐ 取付道路中の私有地に係る契約書又は同意書があるか。 期間 … . . . ～ . . .	年間 _____

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考
(5) 【他法令処分関係書面】 他の行政庁の許認可、その他の処分を受けることが必要な場合(採取計画書、平面図、公図面の写しで確認)、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面 [認可規則第3条2-8]	他の法令に関する許可、認可、その他の処分を行った行政庁の発行した許可証等の写し、若しくは他の行政庁に提出した許可申請書等の写し ※ 関係法令 自然公園法、森林法、農地法、農振法、砂防法、道路法、河川法、文化財保護法、国有財産法等(土地関係諸法令の開発規制一覧を参照のこと) 【許認可が必要な場合の主要事例】 ☐ 農地法関係 ☐ 転用許可書の写し ※ 許可申請書の写しの場合は、許可後速やかに許可書の写しの提出を求めること。 ☐ 適用除外証明書の写し ① 自己所有地 … 第4条許可申請 ② 他人所有地 … 第5条許可申請 ③ 市街化地域 … 農業委員会への届出 ※ 登記簿上の地目が農地であっても現況が農地とみなされない場合は、農業委員会による農地法適用除外証明書の写し ☐ 農振法関係 「農業振興地域の整備に関する法律」の…… ☐ 許可証の写し ※ 許可申請書の写しの場合は、許可後速やかに許可書の写しの提出を求めること。 ☐ 河川法関係 ☐ 占用許可証の写し ① 河川から取水 …………… 第23条許可 ② 河川区域内土地占有 … 第24条許可 ☐ 道路法関係 ☐ 許可証の写し ・新規で公道に取付道路を設置…第32条、第24条許可	要 ・ 否 (適・否) 要 ・ 否 (適・否) 要 ・ 否 (適・否) 要 ・ 否 (適・否)
(6) 【埋戻土に関する書面】 申請様式第14号 埋もどしのための土砂が確保される見込みが十分であることを示す書面 [認可規則第3条2-9]	☐ 自己の所有する土地で確保 ☐ 登記事項証明書 ☐ 採石法認可証の写し ☐ 他人の所有する土地で確保 ☐ 契約書の写し ☐ 同意書等の写し ☐ 採石法認可証の写し ※ 採石法、他法令により土地を確保している場合は、その許認可証の写しのみで足る。	適 ・ 否 適 ・ 否
(7) 【運搬計画書】 申請様式第7号 搬出方法及び国道又は県道に至るまでの搬出経路を記載した書面 [認可規則第3条2-10]	◎ 適正に記載されているか。 ◎ 通行する道路の維持管理方法が適正であるか。 ※ 搬出経路は、見取図に合わせて記載すること。	適 ・ 否 適 ・ 否

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考
(8) 【隣接土地所有者、使用者の同意書】 砂利を採取することについての、採取場に隣接する土地所有者及び使用者の同意書 [認可規則第3条2-11]	☐ 同意書 ☐ 説明書 ◎ 同意書中に採取地の土地が明示されているか。 ◎ 同意書中に採取業者（申請者）が明示されているか。 （隣接土地所有者は公図面で確認） ※ やむを得ない理由により同意書を添付できない場合は、理由を説明した書面が添付され、その理由は妥当と認められるか。	適 ・ 否 適 ・ 否 残置森林等によって隣接地と30m以上離れている場合は不要
(9) 【県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例届出書】 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による届出書 [認可規則第3条2-11]	◎ 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年条例第71号）の規定により届出を行っている場合は、当該届出書の写し	該当の有無 ・ 無 （適・否）
(10) 【位置図】 砂利採取場等の位置を示す縮尺5万分の1の地図 [認可規則第3条2-1]	◎ 国土地理院発行の地形図に、次の事項を朱記しているか。 ☐ ① 採取場の位置（5万分の1） ☐ ② 採取した砂利を持ち込む洗浄施設、あるいは会社の位置及び運搬経路 ☐ ③ 埋戻材の採取する場所、または確保している場所の位置及び運搬経路	適 ・ 否
(11) 【周辺状況見取図】 砂利採取場及びその周辺状況を示す見取図 [認可規則第3条2-2]	◎ 事業区域を朱線で囲んでいるか。 ◎ 主要道路に至るまでの運搬経路を表示しているか。 ◎ 採取場付近、概ね300m以内にある次のものを表示しているか。 ① 人 家、 ② 教育施設、 ③ 農 地、 ④ 農業用施設、 ⑤ 道路その他の公共施設	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否
(12) 【実測平面図】 掘削又は切土に係る土地の実測平面図 [認可規則第3条2-3] ※ 山砂利については、現況地形図、全体計画図及び今期計画平面図をそれぞれ作成のこと	◎ 事業区域を朱線で囲み、採掘場所は黄塗りとするほか、次の事項を図示すること。 （縮尺：原則として200分の1から500分の1） ☐ ① 縦断測量の測点及び基準点 ☐ ② 事業区域の境界線及び保安距離 ☐ ③ 法第29条に基づく標識の位置 ☐ ④ 立入禁止等危険標識及び丁張の位置 ☐ ⑤ 危険防止柵の位置及び構造 ☐ ⑥ 現況写真の撮影場所及び方向 ☐ ⑦ 砂利採取の掘進方向 ☐ ⑧ 出入口 ◎ 記載事項は、採取計画書と合致しているか。 ◎ 河川に隣接の場合は、河川区域との境を明示しているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考
(13) 【実測縦断面図】 掘削又は切土に係る土地の実測縦断面図 [認可規則第3条2-4]	◎ 次の事項を図示すること。 〔 縮尺：横方向 200分の1から 500分の1 縦方向 100分の1から 200分の1 〕 □ ① 事業区域の境界線及び近接する道路、河川、水路、堤防及びそれらの土地等との高低の関係 □ ② 基準点杭の位置及び保安距離 □ ③ 地盤高、掘削高及び埋戻計画高 □ ④ 危険防止柵の位置 □ ⑤ 掘削勾配 ◎ 近接して河川が存在する場合、計画高水位（H WL）が記載されているか。 ※ 距離（H）と高さ（V）の縮尺が図示と異なっている場合があるので注意を要する。 ◎ 平面図と整合しているか。（平面図との照合） 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	
(14) 【実測横断面図】 掘削又は切土に係る土地の実測横断面図 [認可規則第3条2-4]	◎ 次の事項を図示すること。 〔 縮尺：横方向 200分の1から 500分の1 縦方向 100分の1から 200分の1 〕 □ ① （縦断面図の①と同じ） □ ② 保安距離及び法肩間の距離 □ ③ 掘削勾配（一つの横断面図に記載するだけで良い。） □ ④ 掘削しようとする表土及び砂利の面積 □ ⑤ 危険防止柵の位置 ◎ 近接して河川が存在する場合、計画高水位（H WL）が記載されているか。 ※ 距離（H）と高さ（V）の縮尺が図示と異なっている場合があるので注意を要する。 ◎ 平面図と整合しているか。 （平面図との照合、土量計算書検算） 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	
(15) 【写真】 [認可規則第3条2-11]	◎ 採取場全体がわかる写真であるか。 ◎ 事業区域を朱線で囲んでいるか。 適 ・ 否 適 ・ 否	
(16) 【公図の写し】 [認可規則第3条2-11]	◎ 次の事項を図示すること。 □ ① 事業区域（朱線で囲むこと。）及び事業区域内の各地番ごとの所有権者の氏名、地目等 □ ② 道路の名称、水路の表示 □ ③ 出入口（朱書きのこと。） □ ④ 隣接地の所有権者の氏名、地目等 □ ⑤ 謄写年月日、謄写人氏名 適 ・ 否	

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考														
【公図の写し】 続き																
※ 所有権者は登記名義人とする。 ※ 公図面と現況が異なる場合は、現況を記載した図面を公図面に代えて提出すること。																
(17) 【求積図】 採取区域、保安区域及びその他の区域に係る求積図 [認可規則第3条2-11]	求積は原則として、三斜法によることとするが、次の計算方法でもよい。 (縮尺：原則として 200分の1 から 500分の1) ① パソコン等の座標による面積計算 (計算表の提出) ② 記録式プランメーターによる面積計算 (同一断面を3回以上測定し、その平均値を断面面積とする。…記録紙の写しを提出) ※ 取付道路の求積は必要ない。 ◎ 求積区域が申請区域を正確に反映しているか。 ◎ 面積計算、集計に誤りはないか。	適 ・ 否 適 ・ 否														
(18) 【立積計算書】 採取砂利及び表土の立積計算書 (横断面図に記載してもよい) [認可規則第3条2-11]	横断面図における面積計算は、(17) 【求積図】 の計算方法と同じとする。 ◎ 計算、集計に誤りはないか。	適 ・ 否														
(19) 【山砂利採取跡地整理計画書】 (山砂利採取のみ) [認可規則第3条2-11]	◎ 採取終了時の措置は適正か ◎ 資金計画は適正か。 [参考] 特定災害防止準備金制度(資源エネルギー庁所管)における採石災害防止費用の見積額認定の基礎となる工種別上限単価 ※平成24年3月31日付で廃止 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の種類</th><th>工事単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンチ整形</td><td>1,830 円/㎡</td></tr> <tr> <td>ベンチ植栽</td><td>553 円/㎡</td></tr> <tr> <td>平坦地埋戻し及び植栽</td><td>343 円/㎡</td></tr> <tr> <td>剥土部法面整形</td><td>703 円/㎡</td></tr> <tr> <td>剥土部種子吹付け</td><td>268 円/㎡</td></tr> <tr> <td>排水溝施設</td><td>8,472 円/m</td></tr> </tbody> </table>	工事の種類	工事単価	ベンチ整形	1,830 円/㎡	ベンチ植栽	553 円/㎡	平坦地埋戻し及び植栽	343 円/㎡	剥土部法面整形	703 円/㎡	剥土部種子吹付け	268 円/㎡	排水溝施設	8,472 円/m	適 ・ 否 適 ・ 否
工事の種類	工事単価															
ベンチ整形	1,830 円/㎡															
ベンチ植栽	553 円/㎡															
平坦地埋戻し及び植栽	343 円/㎡															
剥土部法面整形	703 円/㎡															
剥土部種子吹付け	268 円/㎡															
排水溝施設	8,472 円/m															
(20) 【その他】 [認可規則第3条2-11]	◎ その他市長が必要と認める書類															
関係機関意見 □ 林務部 □ 農政部 □ 保健福祉環境部 □ 土木部	条件 □有・□無 () 条件 □有・□無 () 条件 □有・□無 () 条件 □有・□無 ()	適 ・ 否														
審査結果		適 ・ 否														

注) 同一業者に対し、5箇所目の認可をする場合には、原則として4箇所の採取地のうち1箇所の採取地の埋戻しが70～80%の完了が確認できた時点で認可を行うこと。

但し、業務主任者 1 人あたり実稼働採取箇所は 3 箇所までとする。なお、洗浄施設は箇所数に含めない。(同時の認可箇所数は、最多 5 箇所まで)

砂利採取計画（変更）認可申請審査票【洗浄施設】

1 認可申請書（申請様式第1号）

申請者

受理番号

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考
(1) 手数料 [手数料条例]	◎ 規定の手数料を納付しているか。 □ 採取計画認可（法16条）……… 33,900円 □ 採取計画変更認可（法20条）… 15,000円	適 ・ 否
(2) 申請年月日	◎ 記入の有無、提出月日と著しい相違がないか。 (概ね1週間以上相違する場合は、原則として訂正させること。)	適 ・ 否
(3) 申請先	◎ 管轄地の市長あてとなっているか。 「 花巻市長 」あて	適 ・ 否
(4) 氏名又は名称及び住所、法人にあつては代表者氏名 [法第18条1-1]	◎ 申請時の登録状況と相違がないか。 (登録証の写し又は登録台帳との照合) ※ 相違がある場合は審査保留	適 ・ 否
(5) 登録の年月日及び番号 [法第18条1-2]	◎ 正しく記載されているか。 (登録証の写しとの照合)	適 ・ 否

2 採取計画書（申請様式第5号）

審 査 項 目	適 否 欄	備 考
(1) 砂利洗浄区域 [法17条1-1]	◎ 所在地番、地目が正しく記載されているか。 (所在地番、地目を土地の登記事項証明書、公図面の写しと照合) ◎ 区域面積が求積図と一致しているか。 (求積図との照合) ※ 区域 … 堆積場、洗浄選別施設（保安区域を含む。取付道路は算入しない。） (□ 更新認可で従前の申請と内容が同じであり、求積図の添付を省略。)	適 ・ 否 適 ・ 否
(2) 洗浄する砂利の種類及び数量等 [法17条1-2]	◎ 洗浄計画量が適正であるか。	適 ・ 否

審 査 項 目	適 否 欄	備 考
(3) 期間	◎ 以下の跡地整理の誓約書の添付状況により適正な認可期間であるか (1) 岩手県陸砂利工業組合の長の施行誓約書が添付されている場合 砂利の洗浄に係るもの 3年以内 (更新4年以内) (2) 誓約者2名以上の施行誓約書が添付されている場合 砂利の洗浄に係るもの 2年以内 (更新2年以内) (3) 施行誓約に関する書類要件を完全に満足しない場合 砂利の洗浄に係るもの 1年以内 (更新1年以内) ※前回の認可期間内に砂利災害等が発生し、又は発生するおそれが認められたことにより、砂利採取法に関する指導 (始末書の提出を含む)、又は行政処分を受けた者については、前回の認可期間に0.5を乗じた期間以内	適 ・ 否 年

◎ 洗浄水の処理方法は適正か。 ◎ 場外への排水の場合 … 関係機関の承諾 → <u>承諾期間 ～</u> (許可証の写し又は承諾書の写しの添付を確認) ◎ 水切の方法、水切場の位置及び方法は適正か。	適 ・ 否 有 ・ 無 適 ・ 否	地下浸透 関係機関名
--	-----------------------------	---------------------------

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考
(1) 【誓約書】 砂利採取場の跡地整理に関する誓約書 [認可規則第3条2-11]	◎跡地整理に関する誓約書（次のいずれか一つ） ○ 岩手県陸砂利工業組合の長の誓約書 ○ 同業他者（社）2名以上の誓約書（次のすべての書類が添付されていること） □ 砂利採取計画認可書写し □ 印鑑証明書 □ 次のいずれにも該当しないことを証明する書面 ・申請者又はその家族が代表者になっている法人 ・申請者が一定割合の出資を受けているか又は出資を行っている法人 ・過去2年の間に法第23条第1項及び第2項に基づく措置命令以上の処分を受けている者 ・過去2年の間に採石法第33条の13第1項又は第2項に基づく措置命令以上の処分を受けている者 □ 誓約者が同業者等であることについては、採取計画認可書の写しにより確認すること □ 同業者等に十分な保証能力があるかどうか判断するための次の書類 □ 法人の場合、当該申請年度から過去2会計年度の決算書、法人税及び法人事業税の納税証明書 →□ 過去2会計年度の決算が2年連続赤字又は直近の決算で累積赤字が資本金を上回っていないことを確認 □ 個人の場合、当該申請年度から過去2会計年度の青色申告決算書、所得税及び事業税の納税証明書 →□ 毎年青色申告を行っており、かつ、事業収入が年間3千万以上であることを確認 □ 過去2年間の砂利採取経歴書及びこれまで他業者の保証人となった経歴書 →□ 経歴に示されている採取場において計画に従い採取され災害防止が履行されていることを確認 →□上記誓約書以外の担保確認 確認内容 ()	適 ・ 否 左の書類の要件が完全に満足しない場合、認可期間を短縮すること

審査項目等	適否欄	備考
(2) 【登録証の写し】 法第3条の登録（砂利採取業者登録）を受けていることを示す書類 〔認可規則第3条2-5〕	◎ 知事（広域振興局長等）の登録通知書の写し 適 ・ 否	
(3) 【監督計画書】 申請様式第6号 〔認可規則第3条2-6〕	◎ 事務所の名称及び監督場所が記載されているか ◎ 監督者は業務主任者と合致しているか。 ◎ 監督指導計画内容が適正か。 住民票の住所（生活拠点地の住所）からの移動時間を考慮したうえで、監督指導時間を確保しているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 主務者氏名 _____ 適 ・ 否
(4) 【洗浄区域に係る権原を有することを証する書面】 砂利の洗浄を行う権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分あることを証明する書面 〔認可規則第3条2-7〕	□ 自己所有地… □ 土地の登記事項証明書 □ 他人所有地… □ 当該土地で砂利の洗浄を行う内容の土地所有者、耕作者と申請者との間の契約書又は同意書の写し □ 土地の登記事項証明書 ○ 契約期間が申請期間と対比して適正か。 ○ 共有地の場合、共有者全員又は権原を有する者との契約書又は同意書であるか。 ○ 登録名義人と所有者が異なる場合、その関係がわかる書面であるか。 □ 当該土地が売買され、登記変更がされていない場合 ・ 当該土地の売買契約書 □ 登録名義人が死亡し、登記変更がされていない場合 ・ 登録名義人の除籍謄本及び相続者全員の戸籍謄本 ※ 契約の相手が相続権者の代表者の場合は、他の者の委任状が必要 ※ 相続者が住所不明などの理由により戸籍謄本及び委任状の取得が著しく困難であり、事情やむを得ないと認められる場合に限り、説明書をもって代えることができる。 ※更新の場合の契約書及び委任状については、前回と変更がなければ前回添付した書類のコピーで良い。 □ 当該土地に抵当権が設定されている場合は、当該抵	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 年間 _____ 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否

	当権を有する者の同意書があるか。 なお、更新の場合は、従前と異なる部分のみ添付 ☐ 取付道路中の私有地に係る契約書又は同意書があるか。 期間 … ～		
--	---	--	--

No.6

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考
(5) 【他法令処分関係書面】 他の行政庁の許認可、その他の処分を受けることが必要な場合(採取計画書、平面図、公図面の写しで確認)、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面 [認可規則第3条2-8]	他の法令に係る許可、認可、その他の処分を行った行政庁の発行した許可証等の写し若しくは他の行政庁に提出した許可申請書等の写し ※ 関係法令 自然公園法、森林法、農地法、農振法、砂防法、道路法、河川法、文化財保護法、国有財産法等(土地関係諸法令の開発規制一覧を参照のこと) 【許認可が必要な場合の主要事例】 ☐ 農地法関係 ☐ 転用許可書の写し ※ 許可申請書の写しの場合は、許可後速やかに許可書の写しの提出を求めること。 ☐ 適用除外証明書の写し	要 ・ 否 (適・否)

	① 自己所有地 … 第4条許可申請 ② 他人所有地 … 第5条許可申請 ③ 市街化地域 … 農業委員会への届出 ※ 登記簿上の地目が農地であっても現況が農地とみなされない場合は、農業委員会による農地法適用除外証明書の写し ☐ 農振法関係 「農業振興地域の整備に関する法律」の…… ☐ 許可証の写し ※ 許可申請書の写しの場合は、許可後速やかに許可書の写しの提出を求めること。 ☐ 河川法関係 ☐ 占用許可証の写し ① 河川から取水 …………… 第23条許可 ② 河川区域内土地占有 … 第24条許可 ☐ 道路法関係 ☐ 許可証の写し ・新規に公道への取付道路を設置…第32条、第24条許可	要 ・ 否 (適・否) 要 ・ 否 (適・否) 要 ・ 否 (適・否)	
(6) 【埋戻土に関する書面】 申請様式第14号 埋もどしのための土砂が確保される見込みが十分であることを示す書面 [認可規則第3条2-9]	◎ 添付の必要なし (ただし、沈澱池を埋め戻す場合は、添付すること。)	要 ・ 否 (適・否)	
(7) 【運搬計画書】 申請様式第7号 搬出方法及び国道又は県道に至るまでの搬出経路を記載した書面 [認可規則第3条2-10]	◎ 適正に記載されているか。 ◎ 通行する道路の維持管理方法が適正であるか。 ※ 搬出経路は、見取図に合わせて記載すること。 ☐ 更新認可で従前の申請と内容が同じ場合、省略できる。	適 ・ 否 適 ・ 否	

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考
(8) 【隣接土地所有者、使用者の同意書】 砂利を洗浄することについての、洗浄施設に隣接する土地所有者及び使用者の同意書 [認可規則第3条2-11]	☐ 同意書 ☐ 説明書 ◎ 同意書中に洗浄区域の土地が明示されているか ◎ 同意書中に採取業者（申請者）が明示されているか。 （隣接土地所有者は公図面で確認） ※ やむを得ない理由により同意書を添付できない場合は、理由を説明した書面が添付され、その理由は妥当と認められるか。 ☐ 更新時において内容変更が生じない場合は、前回書面の写しで良い。	適 ・ 否 適 ・ 否 残置森林等によって隣接地と30m以上離れている場合は不要
(9) 【県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例届出書】 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による届出書 [認可規則第3条2-11]	◎ 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年条例第71号）の規定により届出を行っている場合は、当該届出書の写し ☐ 更新認可で従前の申請と内容が同じ場合、省略できる	該当の有無 有 ・ 無 （適・否）
(10) 【洗浄計画書】 申請様式第8号 [認可規則第3条2-1]	◎ 洗浄工程をフローで示すこと。 ◎ 跡地整理計画は適正か。	適 ・ 否 適 ・ 否
(11) 【位置図】 洗浄施設等の位置を示す縮尺5万分の1の地図 [認可規則第3条2-1]	◎ 国土地理院発行の地研図に、次の事項を朱記しているか。 ☐ ① 洗浄施設の位置（5万分の1） ☐ ② ヘドロ堆積場が隣接している場合は、堆積場の位置及び運搬経路	適 ・ 否
(12) 【周辺状況見取図】 洗浄施設及びその周辺状況を示す見取図 [認可規則第3条2-2]	◎ 洗浄施設区域を<u>朱線</u>で囲んでいるか。 ◎ 主要道路に至るまでの運搬経路を表示しているか。 ◎ 洗浄施設付近、概ね300m以内にある次のものを表示しているか。 ① 人 家、 ② 教育施設、 ③ 農 地、 ④ 農業用施設、 ⑤ 道路その他の公共施設	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否

(13) 【実測平面図】 掘削又は切土に係る土地の実測平面図 [認可規則第3条2-3]	◎ 洗浄施設区域を <u>朱線で囲み</u> 、次の事項を図示すること。 (縮尺：原則として 200分の1から 500分の1) ☐ ① 事業区域の境界線 ☐ ② 法第29条に基づく標識の位置 ☐ ③ 立入禁止等危険標識の位置 ☐ ④ 危険防止柵の位置及び構造 ☐ ⑤ 現況写真の撮影場所及び方向 ☐ ⑥ 出入口	適 ・ 否	
---	--	-------	--

No.8

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考	
☐ ⑦ 原石置場、洗浄施設、洗浄機械、付属施設、製品置場、汚濁水処理施設、ヘドロ堆積場、水切場等の表示 ◎ 記載事項は、採取計画書と合致しているか。 ◎ 河川に隣接の場合は、河川区域との境を明示しているか。	適 ・ 否 適 ・ 否		
(14) 【実測縦断面図】 掘削又は切土に係る土地の実測縦断面図 [認可規則第3条2-4]	◎ 次の事項を図示すること。 縮尺：横方向 200分の1から 500分の1 縦方向 100分の1から 200分の1 ☐ ① 事業区域の境界線及び近接する道路、河川、水路、堤防及びそれらの土地等との高低の関係 ☐ ② 危険防止柵の位置 ◎ 平面図と整合しているか。(平面図との照合) ☐ 更新認可で従前の申請と内容が同じ場合、省略できる。	適 ・ 否 適 ・ 否	
(15) 【実測横断面図】 掘削又は切土に係る土地の実測横断面図 [認可規則第3条2-4]	◎ 次の事項を図示すること。 縮尺：横方向 200分の1から 500分の1 縦方向 100分の1から 200分の1 ☐ ① 事業区域の境界線及び近接する道路、河川、水路、堤防及びそれらの土地等との高低の関係 ☐ ② 危険防止柵の位置 ◎ 平面図と整合しているか。(平面図との照合) ☐ 更新認可で従前の申請と内容が同じ場合、省略できる。	適 ・ 否 適 ・ 否	
(16) 【写真】 [認可規則第3条2-11]	◎ 洗浄施設全体がわかる写真であるか。	適 ・ 否	

(17) 【公図の写し】 〔認可規則第3条2-11〕	◎ 次の事項を図示すること。 ☐ ① 洗浄施設区域（朱線で囲むこと。）及び洗浄施設区域内の各地番ごとの所有者の氏名、地目等 ☐ ② 道路の名称、水路の表示 ☐ ③ 出入口（朱書きのこと。） ☐ ④ 隣接地の所有者の氏名、地目等 ☐ ⑤ 謄写年月日、謄写人氏名、謄写人の捺印 ※ 所有者は登記名義人とする。 ※ 公図面と現況が異なる場合は、現況を記載した図面を公図面に代えて提出すること。 ☐ 更新認可で従前の申請と内容が同じ場合、省略できる。	適 ・ 否	
--	--	--------------	--

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考
(18) 【求積図】 洗浄施設区域、保安区域及びその他の区域に係る求積図 [認可規則第3条2-11]	求積は原則として、三斜法によることとするが、次の計算方法でもよい。 (縮尺：原則として 200分の1から 500分の1) ① パソコン等の座標による面積計算 (計算表の提出) ② 記録式プランメーターによる面積計算 (同一断面を3回以上測定し、その平均値を断面積とする。…記録紙の写しを提出) ※ 取付道路の求積は必要ない。 ◎ 求積区域が申請区域を正確に反映しているか。 ◎ 面積計算、集計に誤りはないか。 □ 更新認可で従前の申請と内容が同じ場合、省略できる。	適 ・ 否 適 ・ 否
(19) 【沈澱池、ヘドロ堆積場の構造図】	◎ 沈澱池、ヘドロ堆積場の構造及び設計根拠を示すこと。 □ 更新認可で従前の申請と内容が同じ場合、省略できる。	適 ・ 否
(20) 【その他】 [認可規則第3条2-11]	◎ その他市長が必要と認める書類	

砂利採取計画認可に係る届出受理チェックリスト

届出者 _____
 認可番号 _____ 年 月 日付け第 ____ 号

	審 査 項 目	適 否 欄	摘 要
着 手 届	1 届出書の様式及び記載内容の確認	適 ・ 否	
	2 添付書類 (1) 写真 (標識・防護柵が確認できること。)	適 ・ 否	
	(2) 工程表 (認可期間等から工程が適当か。)	適 ・ 否	
廃 止 届	1 届出書の様式及び記載内容の確認	適 ・ 否	
	2 添付書類 ・ 写真 (跡地の整理等の状況確認)	適 ・ 否	
	3 現地調査又は組合災害防止委員の確認	適 ・ 否	
変 更 届	1 届出書の様式及び記載内容の確認	適 ・ 否	
	2 変更の内容が届出の要件に該当するかどうかの確認	適 ・ 否	
	3 必要に応じて、変更届提出にあたっての跡地整理の履行の誓約を行うことに関する同意書	適 ・ 否	
審 査 結 果		適 ・ 否	

(参考) 土地関係諸法令の開発規制一覧

法 律 名	規制の対象となる内容	許 認 可 者 (申請種別)	本庁の 担当課	根拠条文
国土利用計画法	一定の面積以上の一団の土地について、売買等の取引（予約を含む。）をしようとした場合	知事（届出） ※市町村経由	環境保全課	第 23 条
都 市 計 画 法	1. 線引き都市計画区域内における開発行為をしようとするとき （市街化区域内においては 1,000 m ² 以上） 2. 非線引き都市計画区域内における 3,000 m ² 以上の開発行為をしようとするとき 3. 都市計画区域外における 1 ha 以上の開発行為をしようとするとき	知事又は盛岡市長（許可）	都市計画課	第 29 条
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内において開発行為をしようとするとき	知事（許可）	農業振興課	第 15 条の 15
農 地 法	1. 農地を農地以外のものに転用するとき（4 ha 以下のとき） 2. 同上（4 ha を超えるとき）	知事（許可） 農林水産大臣（許可）	農業振興課	第 4 条 第 5 条
森 林 法	1. 森林地域（地域森林計画対象民有林）内での開発行為で 1 ha を超えるもの 2. 保安林内において行為をしようとするとき 3. 保安林の指定を解除するとき（1～3号保安林） 4. 保安林の指定を解除するとき（4号以下保安林）	知事（許可） 〃 （ 〃 ） 〃 （届出） 農林水産大臣（解除） 知事（ 〃 ） 〃 （ 〃 ）	森林保全課	第 10 条の 2 第 34 条 第 34 条の 2 第 26 条 〃 第 26 条の 2
自 然 公 園 法	1. 国立公園（又は国定公園）の特別地域、特別保護地区内で一定の行為をしようとするとき 2. 国立公園（又は国定公園）の普通地域内で一定の行為をしようとするとき	環境大臣又は知事（許可） 環境大臣又は知事（届出）	自然保護課	第 13 条 第 14 条 第 26 条
岩手県立自然公園条例	1. 県立自然公園特別地域内で一定の行為をしようとするとき 2. 県立自然公園普通地域内で一定の行為をしようとするとき	知事（許可） 〃 （届出）	〃	第 10 条 第 12 条

法 律 名	規制の対象となる内容	許 認 可 者 (申請種別)	本庁の 担当課	根拠条文
自然環境保全法	1. 国指定自然環境保全地域特別地区内で一定の行為をしようとするとき 2. 国指定自然環境保全地域普通地区内で一定の行為をしようとするとき	環境大臣（許可） 〃（届出）	〃	第 25, 26 条 第 28 条
岩手県自然環境保全条例	1. 県自然環境保全地域特別地区内で一定の行為をしようとするとき 2. 県自然環境保全地域普通地区内で一定の行為をしようとするとき 3. 県環境緑地保全地域内で一定の行為をしようとするとき 4. 大規模開発行為をしようとするとき	知事（許可） 〃（届出） 〃（届出） 〃（届出）	自然保護課	第 15, 16 条 第 17 条 第 23 条 第 25 条
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	(国 設) 鳥獣保護区特別保護地区内で一定の行為をしようとするとき (県 設) 鳥獣保護区特別保護地区内で一定の行為をしようとするとき	環境大臣（許可） 知事（許可）	〃	第 29 条第 7 項
文化財保護法	1. 重要文化財（国宝を含む。）に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき 2. 周知の埋蔵文化財包蔵地で開発行為をしようとするとき 3. 史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	文化庁長官 又は県教育委員会 又は指定都市等教育委員会（許可） 県教育委員会（届出） 文化庁長官 又は県教育委員会 又は市教育委員会（許可）	教育委員会 生涯学習文化課	第 43 条 第 57 条の 2 第 80 条
港 湾 法	1. 港湾区域内又は港湾隣接区域において一定の行為をしようとするとき 2. 臨港地区内において一定の行為をしようとするとき	港湾管理者（許可） 〃（届出）	港 湾 課	第 37 条 第 38 条の 2
漁港漁場整備法	漁港の区域内の水域又は公共空地において一定の行為をしようとするとき	漁港管理者（許可）	漁港漁村課	第 39 条
岩手県漁港管理条例	漁港区域内の陸域で知事が指定する区域（公共空地、甲種漁港施設である土地を除く）において、一定の行為をしようとするとき	知事（承認）	漁港漁村課	第 4 条

法 律 名	規制の対象となる内容	許 認 可 者 (申請種別)	本庁の 担当課	根拠条文
公有水面埋立法	公共水面について埋立をしようとするとき	知事（免許）	港 湾 課 河 川 課 漁港漁村課	第 2 条
海 岸 法	1. 海岸保全区域を占用しようとするとき 2. 海岸保全区域内で一定の行為をしようとするとき	海岸管理者 (許可) " (")	河 川 課 漁港漁村課 港 湾 課	第 7 条第 1 項 第 8 条第 1 項
道 路 法	1. 道路に関する工事をしようとするとき 2. 道路敷内において工作物等を受け、継続して道路を使用するとき 3. 道路予定区域内の土地において一定の行為をしようとするとき	道路管理者 (承認) 道路管理者 (許可) " (")	道路環境課	第 24 条 第 32 条 第 91 条
河 川 法	1. 河川区域内で一定の行為をしようとするとき 2. 河川保全区域又は河川予定地において一定の行為をしようとするとき 3. 河川区域内における土石等の採取をしようとするとき	河川管理者 (許可) " (許可) " (")	河 川 課	第 23 条等 第 55 条 第 57 条 第 25 条
砂 防 法	砂防指定地内で一定の行為をしようとするとき	知事（許可）	砂防災害課	第 4 条
地すべり等防止法	地すべり等防止区域内で一定の行為をしようとするとき	知事（許可）	砂防災害課	第 18 条
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内で一定の行為をしようとするとき	知事（許可）	"	第 7 条
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	特定開発行為をしようとするとき	知事（許可）	"	第 10 条
大気汚染防止法	1. ばい煙発生施設を設置しようとするとき 2. 一般粉じん発生施設を設置しようとするとき 3. 特定粉じん発生施設を設置しようとするとき	知事（届出） " (") " (")	環境保全課	第 6 条 第 18 条第 1 項 第 18 条の 6 第 1 項
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	1. ばい煙発生施設を設置しようとするとき 2. 粉じん発生施設を設置しようとするとき	知事（届出） 知事（届出）	"	第 9 条 第 18 条第 1 項

法 律 名	規制の対象となる内容	許 認 可 者 (申請種別)	本庁の 担当課	根拠条文
水 質 汚 濁 防 止 法	1. 特定施設を設置しようとするとき 2. 有害物質使用特定施設を設置しようとするとき	知事（届出） 〃 （ 〃 ）	〃	第 5 条
土 壌 汚 染 対 策 法	一定規模以上の面積の土地の形質を変更しようとするとき	知事（届出）	〃	第 4 条
騒 音 規 制 法	1. 特定施設を設置しようとするとき 2. 特定建設作業を実施しようとするとき	市町村長（届出） 〃 （ 〃 ）	〃	第 6 条 第 14 条
県民の健康で 快適な生活を 確保するため の環境の保全 に関する条例	騒音発生施設を設置するとき	市町村長（届出） ※知事からの事務委任	〃	第 36 条
悪 臭 防 止 法	規制基準の遵守義務	市町村長 （特に定めない）	〃	第 7 条
振 動 規 制 法	1. 特定施設を設置しようとするとき 2. 特定建設作業を実施しようとするとき	市町村長（届出） 〃 （ 〃 ）	〃	第 6 条 第 14 条
廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 する法律	1. 一般廃棄物処理施設を設置しようとするとき 2. 産業廃棄物処理施設を設置しようとするとき	知事 （許可） 〃 （許可）	資源循環推進 課	第 8 条第 1 項 第 15 条第 1 項
循環型地域社 会の形成に関 する条例	上記及び上記以外の廃棄物処理施設等（条例第 2 条第 8 項に規定する施設）を設置しようとするとき	知事 （届出（事前協議））	〃	第 24 条第 1 項
岩 手 の 景 観 の 保 全 と 創 造 に 関する条例	景観計画区域内で一定の行為をしようとするとき	知事（届出）	都市計画課	第 6 条
岩 手 県 環 境 影 響評価条例	1. 面積 5 0 ha 以上にわたって岩石等の採取をしようとするとき（第一種事業） 2. 面積 2 5 ha（特別地域 1 ha、普通地域 5 ha）以上 5 0 ha 未満にわたって岩石等の採取をしようとするとき（第二種事業）	知事（届出） 〃 （ 〃 ）	環境保全課	第 2 条第 2 項 第 2 条第 3 項

産廃施設との兼用

別記6 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の取扱規程

(目的)

第1 この規程は、資源循環型社会の形成と骨材の安定供給並びに砂利採取業の合理的展開による健全な発達を目的として、砂利採取業に用いる施設等を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処理施設として兼用する場合の事務取扱について定めるものとする。

(対象物)

第2 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合、当該施設で取り扱うことのできる廃棄物は次のものに限るものとする。

廃棄物処理法施行令（昭和45年12月23日政令300号）第2条第7号（ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず）のうちコンクリートくず、第8号（鉱さい）のうち石工品製造業から排出されたもの並びに第9号（がれき類）のうちアスファルト廃材及びコンクリート廃材

(兼用の主体)

第3 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う主体は、当該施設を用いて砂利採取業を営む者に限るものとする。

(対象施設)

第4 砂利採取業に用いる施設等のうち、産業廃棄物の処理に兼用できる施設は、破碎施設、洗浄施設、選別施設及びこれらと一体として機能する附属施設とする。

2 砂利採取業に用いる施設等を兼ねて設置できる産業廃棄物処理施設は、廃棄物処理法施行令第7条第8号の2に該当する施設のうちのがれき類の破碎施設とする。

3 産業廃棄物処理施設へ投入する廃棄物保管施設及び生産される再生材の保管施設は兼用を認めない。ただし、生産される再生材の保管施設に、支障のない範囲で再生材と新材の混合物及び再生材と混合する目的の新材を保管することは妨げないものとする。

(関係者への事前説明)

第5 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合は、地権者及び跡地整理誓約者へ十分な説明を行い、了解を得るものとする。

(産業廃棄物処理計画の事前確認)

第6 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の手続きは、別紙手続きフローのとおり行うこととし、産業廃棄物処理施設設置の事前相談の際、計画の確認を行うものとする。

(兼用する場合の手続き)

第7 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の手続きは、砂利採取計画認可申請に関する書類のほかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う計画書（様式1）
- (2) 産業廃棄物処理施設設置等事前（変更）協議結果通知書の写し（ただし、洗浄施設の更新に当っては、産業廃棄物処理施設設置許可証の写し）
- (3) 採取計画認可申請書に添付する書類で、以下により作成したもの（ただし、平面図を除き、洗浄施設の更新に当っては従前と異なる部分のみ添付）
 - ① 平面図に兼用する施設及び産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を色別して明示したもの
 - ② 洗浄計画書の洗浄フロー図に兼用する施設等の部分（ホッパー、クラッシャー、ベルトコンベア等）を色別して明示したもの
 - ③ 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る求積図

2 砂利採取計画の認可を受けている者が、認可期間中に認可を受けた施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合は、氏名等の変更届書（砂利採取法事務取扱要領（平成 18 年 7 月 1 日施行）申請様式第 14 号）を提出するものとし、氏名等の変更届書のほかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う計画書（様式1）
- (2) 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
- (3) 地権者の了解を得たことを証する書面（ただし、申請者と地権者が同一の場合は不要）
- (4) 跡地整理誓約書
- (5) 採取計画認可申請書に添付する書類で、以下により作成したもの
 - ① 平面図に兼用する施設及び産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を色別して明示したもの
 - ② 洗浄計画書の洗浄フロー図に兼用する施設等の部分（ホッパー、クラッシャー、ベルトコンベア等）を色別して明示したもの
 - ③ 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る求積図

3 砂利採取計画の認可を受けている者が、認可期間中に認可を受けた施設等を兼用して産業廃棄物の処理を始める場合であって、砂利採取法事務取扱要領に定める変更認可に該当する行為を同時に行う場合は、砂利採取計画変更認可申請に関する書類のほかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う計画書（様式1）
- (2) 産業廃棄物処理施設設置等事前（変更）協議結果通知書の写し
- (3) 地権者の了解を得たことを証する書面（ただし、申請者と地権者が同一の場合は不要）
- (4) 跡地整理誓約書
- (5) 採取計画認可申請書に添付する書類で、以下により作成したもの
 - ① 平面図に兼用する施設及び産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を色別して明示したもの
 - ② 洗浄計画書の洗浄フロー図に兼用する施設等の部分（ホッパー、クラッシャー、ベルトコンベア等）を色別して明示したもの
 - ③ 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る求積図

（廃止に関する手続き）

第8 砂利採取計画の認可期間中に、産業廃棄物処理施設のみを廃止する場合は、産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を撤去し、廃棄物処理法に定める廃止の手続きを行った上で、氏名等の変更

届書を提出するものとする。

- 2 産業廃棄物処理施設と兼用している砂利採取場において、砂利採取場のみを廃止する場合は、砂利採取のみの用に供する専用施設の跡地整理を行った上で、廃止届を提出するものとする。

(砂利採取業に用いる施設等を既に産業廃棄物の処理に兼用している場合の計画変更等の手続き)

- 第9 砂利採取業に用いる施設等を砂利採取計画の認可(変更認可を含む)を受けて産業廃棄物の処理に兼用している場合の兼用施設にかかる変更認可及び軽微な変更の取扱いについては、砂利採取法事務取扱要領の規定を準用するものとする。

(産業廃棄物の処理に係る業務実施状況の記録)

- 第10 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合は、産業廃棄物の処理時刻及び処理量を帳簿に記録するものとする。

(洗浄施設を兼用する場合の廃水の取扱い)

- 第11 洗浄施設を兼用する場合は、当該施設からの廃水を別系統で排出するための専用の水路及び沈殿池を設けることとし、砂利採取のみの用に供する専用施設からの廃水と混合してはならないものとする。

(産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設)

- 第12 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設(兼用施設と一体として供する専用施設を除く。)については、採取計画認可区域から除外して取り扱うものとする。この場合、砂利採取計画の事業区域面積から、産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る面積を減じるものとする。

(災害(公害)防止の取扱い)

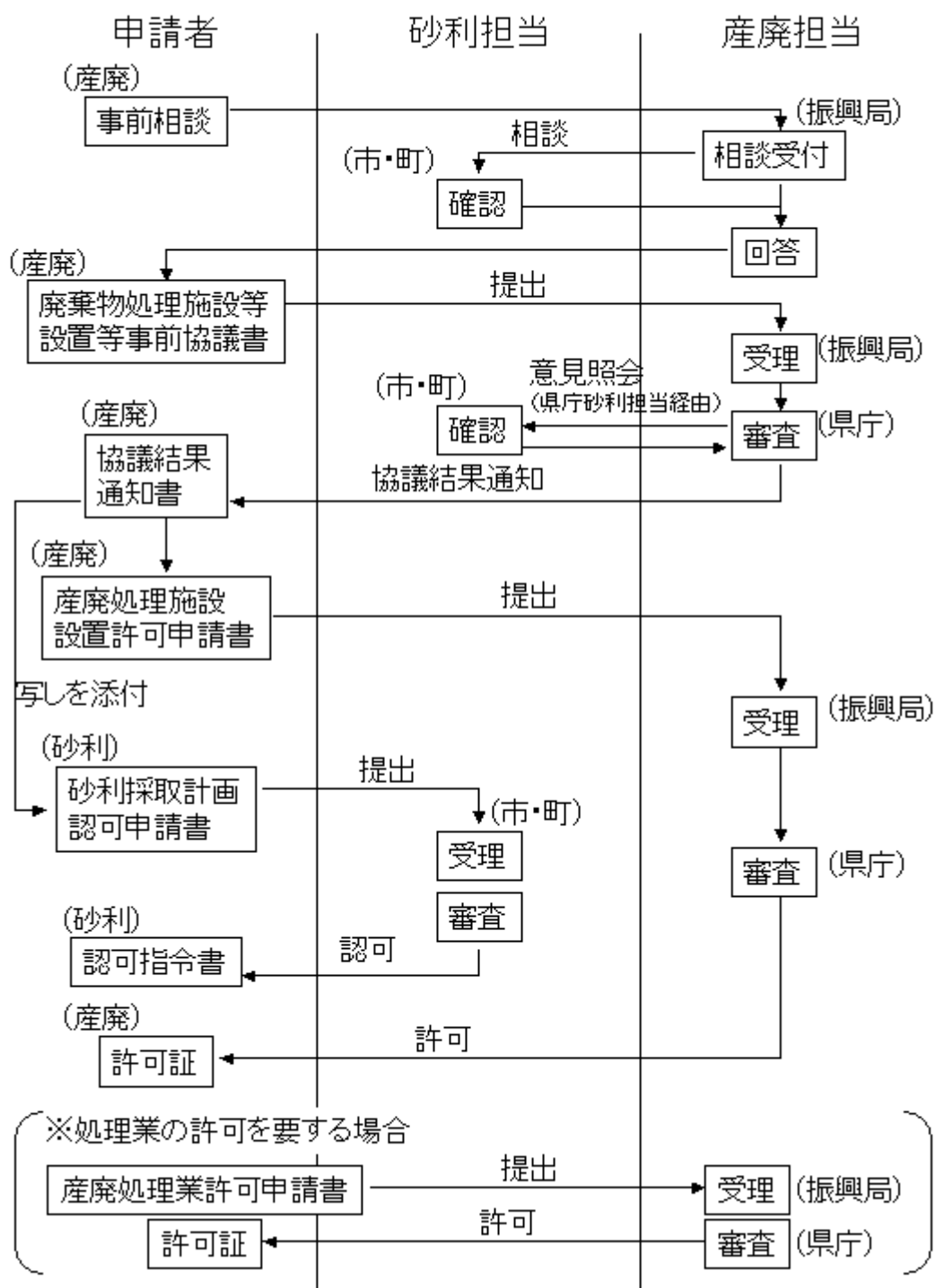
- 第13 兼用施設及び兼用施設と一体として供する専用施設に係る災害(公害)防止に関する取扱いについては、砂利採取法のほか、廃棄物処理法に定める事項の適用を受けるものとする。

(様式1)

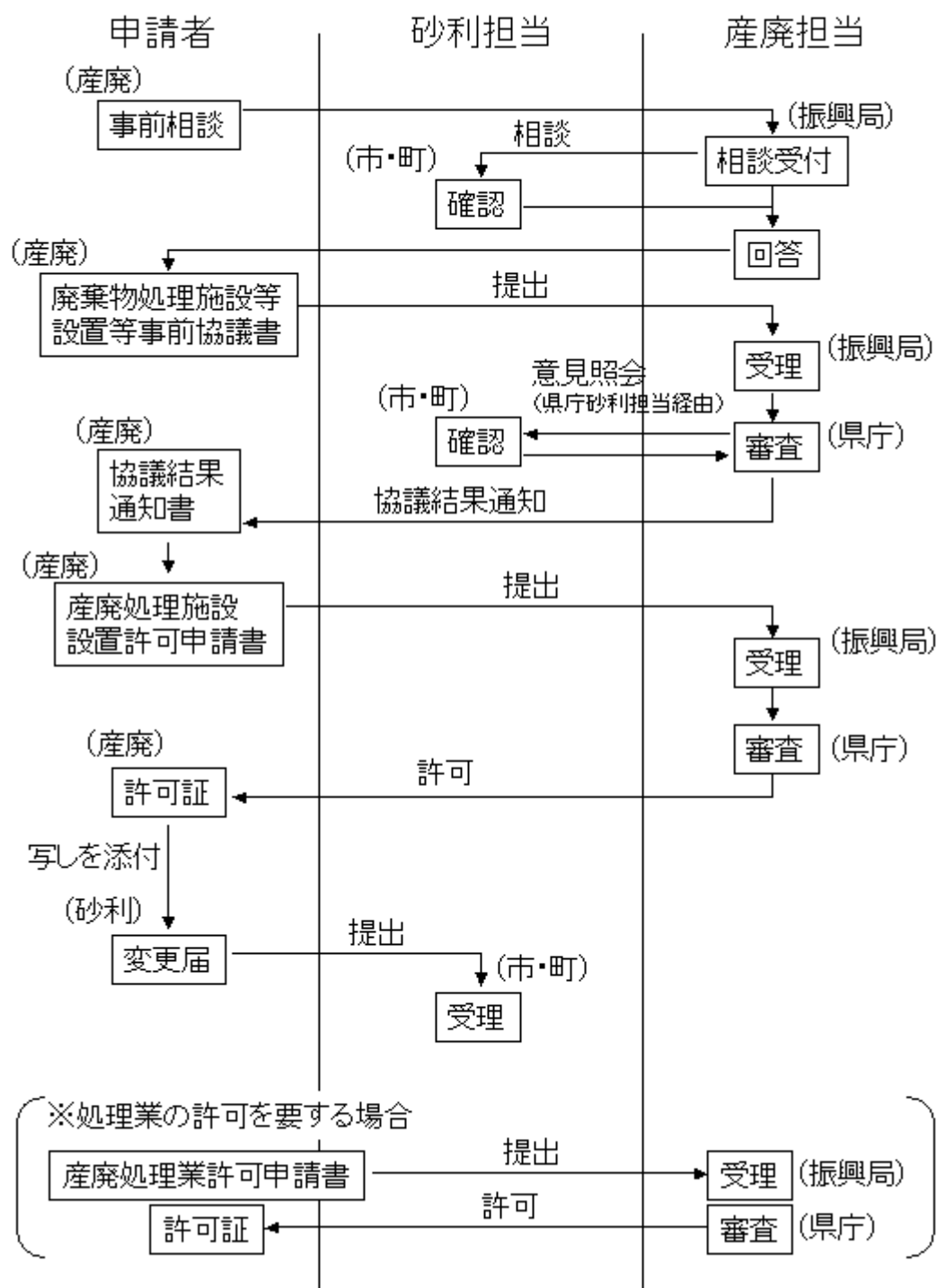
砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う計画書

- 1 兼用する施設等の名称等
- 2 産業廃棄物の種類、保管場所及び保管量
- 3 生産する製品の種類、保管場所及び保管量
- 4 兼用施設と一体として供する専用施設の規格・能力
- 5 産業廃棄物の処分のための用に供する専用施設の用途、面積（参考）

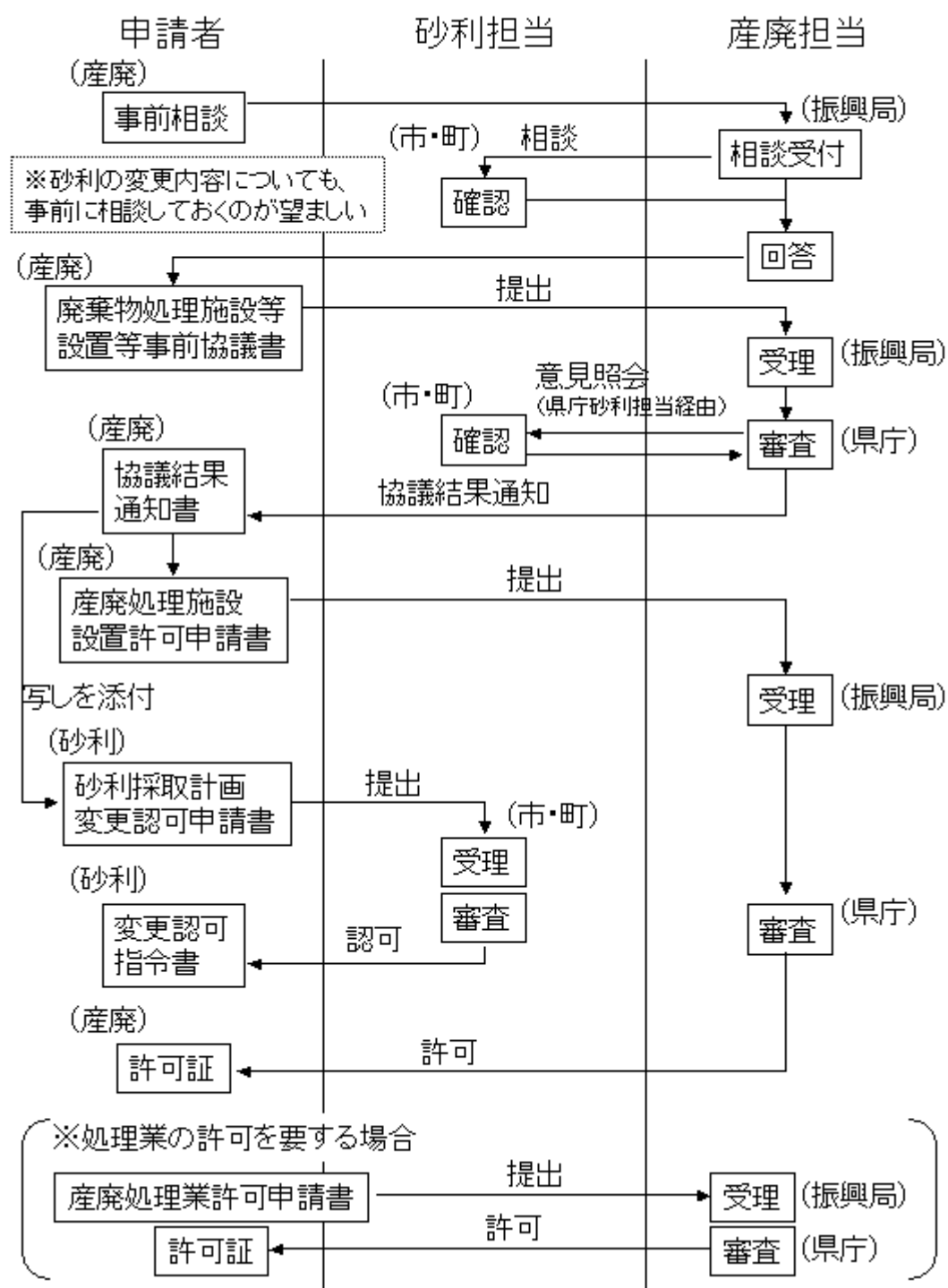
砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の手続きフロー（新規、更新）



砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の手続きフロー（既認可）



砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の手続きフロー(変更認可)



(参考) 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の取扱規定 (解説)

条 文	解説及び特記事項
(目的) 第1 この要領は、資源循環型社会の形成と骨材の安定供給並びに砂利採取業の合理的展開による健全な発達を目的として、砂利採取業に用いる施設等を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処理施設として兼用する場合の事務取扱いについて定めるものとする。	(目的) 省略 ※砂利採取法は、施設を他の目的に使用することを想定していないため、本要領に違反したとしても法律に基づく処分は行えないが、採取計画及び処理計画作成の段階で、本要領に沿ったものとなるよう、砂利担当と廃棄物担当で話し合い、指導すること。 なお、本要領に反する行為が、採石法、砂利採取法及び他法令違反にも該当する場合は、当然ながらその法令に基づいて処分を行うこと。
(対象物) 第2 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合、当該施設で取り扱うことのできる廃棄物は次のものに限るものとする。 廃棄物処理法施行令（昭和45年12月23日政令300号）第2条第7号（ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず）のうちコンクリートくず、第8号（鉱さい）のうち石工品製造業から排出されたもの並びに第9号（がれき類）のうちアスファルト廃材及びコンクリート廃材	(対象物) 再生骨材の生産を主目的とするため、廃棄物処理の対象物をコンクリート廃材及びアスファルト廃材に限定する。 鉱さいのうち、石工品製造業から排出されたものとは、墓石・碑石の切りくず等である。
(兼用の主体) 第3 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う主体は、当該施設を用いて砂利採取業を営む者に限るものとする。	(兼用の主体) 省略

(対象施設) 第4 砂利採取業に用いる施設等のうち、産業廃棄物の処理に兼用できる施設は、破碎施設、洗浄施設、選別施設及びこれらと一体として機能する付属施設とする。	(対象施設) 兼用できる対象施設は、破碎施設、洗浄施設及び選別施設とする。ただし、洗浄施設を兼用する場合は、廃水を別系統とし、新材の洗浄水と混合させないようにすること。これは、新材の洗浄工程から産出される沈殿物が、水田等に利用されることがあるためである。(第11 参照) 一体として機能する付属施設とは、ホッパー、コンベア等である。
2 砂利採取業に用いる施設等を兼ねて設置できる産業廃棄物処理施設は、廃棄物処理法施行令第7条第8号の2に該当する施設のうちのれき類の破碎施設とする。 3 産業廃棄物処理施設へ投入する廃棄物保管施設及び生産される再生材の保管施設は兼用を認めない。ただし、生産される再生材の保管施設に、支障のない範囲で再生材と新材の混合物及び再生材と混合する目的の新材を保管することは妨げないものとする。	廃棄物担当の審査により担保された施設のみ兼用を認める。したがって、がれき類の破碎施設で5 t/日以下の施設や、コンクリートくず、鉦さいのみ破碎を行う場合などは、兼用を認めない。 砂利採取場内の(新材の)製品置場に再生材を置くことは認めないが、産廃処理場内の(再生材の)保管施設に新材を置くことは認める。 「支障のない範囲」とは、例として、新材を置くことにより再生材のスペースが圧迫され、計画の保管施設外に再生材が置かれるような事態を避ける範囲等が挙げられる。
(関係者への事前説明) 第5 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合は、地権者及び跡地整理誓約者へ十分な説明を行い、了解を得るものとする。	(関係者への事前説明) 産業廃棄物処理施設を設置することから、関係者への十分な説明が必要である。 ただし、周辺住民、隣接地権者、搬入道路の隣接居住者、放流先水路の管理者及び利水権者については、廃棄物処理施設設置の事前協議にあたって事前説明することとなっているため、本要領では特に求めない。
(産業廃棄物処理計画の事前確認) 第6 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の手続きは、別紙手続きフローのとおり行うこととし、産業廃棄物処理施設設置の事前相談の際、計画の確認を行うものとする。	(産業廃棄物処理計画の事前確認) 手続きにあたって、手続きフローを定めた。

(兼用する場合の手続き) 第7 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の手続きは、砂利採取計画認可申請に関する書類のほかに次の書類を提出するものとする。 (1) 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う計画書(様式1) (2) 産業廃棄物処理施設設置等事前(変更)協議結果通知書の写し(ただし、洗浄施設の更新に当っては、産業廃棄物処理施設設置許可証の写し) (3) 採取計画認可申請書に添付する書類で、以下により作成したもの(ただし、平面図を除き、洗浄施設の更新に当っては従前と異なる部分のみ添付) ① 平面図に兼用する施設及び産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を色別して明示したもの ② 洗浄計画書の洗浄フロー図に兼用する施設等の部分(ホッパー、クラッシャー、ベルトコンベア等)を色別して明示したもの ③ 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る求積図	(兼用する場合の手続き) 具体的な手続きでは、通常の認可申請書及び添付書類に加え、(様式1)計画書、産廃事前協議書、平面図に兼用区域を色分けしたもの及び施設系統図(処理フロー図)に兼用施設を色分けしたものを提出すること。(手続きフローもあわせて参照) ※搬入搬出口及び場内運搬路(重機により、原料または製品を運搬する区域)については、兼用に関する制限は特に設けない。
2 砂利採取計画の認可を受けている者が、認可期間中に認可を受けた施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合は、氏名等の変更届書(砂利採取法事務取扱要領(平成18年7月1日施行)申請様式第14号)を提出するものとし、氏名等の変更届書のほかに次の書類を提出するものとする。 (1) 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う計画書(様式1) (2) 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し (3) 地権者の了解を得たことを証する書面(ただし、申請者と地権者が同一の場合は不要) (4) 跡地整理誓約書 (5) 採取計画認可申請書に添付する書類で、以下により作成したもの ① 平面図に兼用する施設及び産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を色別して明示したもの ② 洗浄計画書の洗浄フロー図に兼用する施設等の部分(ホッパー、クラッシャー、ベルトコンベア等)を色別して明示したもの ③ 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る求積図	認可期間中に産業廃棄物処理施設との兼用に変更したい場合は、産廃の事前相談の際、本要領に沿った計画か砂利担当者が確認したうえで、変更届を提出すること。(手続きフローもあわせて参照) 地権者の了解を得たことを証する書面とは、新たに締結した土地賃貸契約書の写しや、同意書等である。

3 砂利採取計画の認可を受けている者が、認可期間中に認可を受けた施設等を兼用して産業廃棄物の処理を始める場合であって、砂利採取法事務取扱要領に定める変更認可に該当する行為を同時に行う場合は、砂利採取計画変更認可申請に関する書類のほかに次の書類を提出するものとする。 (1) 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う計画書（様式1） (2) 産業廃棄物処理施設等事前（変更）協議結果通知書の写し (3) 地権者の了解を得たことを証する書面（ただし、申請者と地権者が同一の場合は不要） (4) 跡地整理誓約書 (5) 採取計画認可申請書に添付する書類で、以下により作成したもの ① 平面図に兼用する施設及び産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を色別して明示したもの ② 洗浄計画書の洗浄フロー図に兼用する施設等の部分（ホッパー、クラッシャー、ベルトコンベア等）を色別して明示したもの ③ 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る求積図	認可期間中に施設の配置変更等、変更認可に該当する行為とともに、産廃処理施設との兼用に変更したい場合の取扱いである。（手続きフローもあわせて参照）
（廃止に関する手続き） 第8 砂利採取計画の認可期間中に、産業廃棄物処理施設のみを廃止する場合は、産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を撤去し、廃棄物処理法に定める廃止の手続きを行った上で、氏名等の変更届書を提出するものとする。 2 産業廃棄物処理施設と兼用している砂利採取場において、砂利採取場のみを廃止する場合は、砂利採取のみの用に供する専用施設の跡地整理を行った上で、廃止届を提出するものとする。	（廃止に関する手続き） 省略

(砂利採取業に用いる施設等を既に産業廃棄物の処理に兼用している場合の計画変更等の手続き) 第 9 砂利採取業に用いる施設等を砂利採取計画の認可(変更認可を含む)を受けて産業廃棄物の処理に兼用している場合の兼用施設にかかる変更認可及び軽微な変更の取扱いについては、砂利採取法事務取扱要領の規定を準用するものとする。	(砂利採取業に用いる施設等を既に産業廃棄物の処理に兼用している場合の計画変更等の手続き) 兼用施設の計画を変更する場合は、砂利採取法事務取扱要領に沿って変更認可等の手続きを行うこと。 なお、計画変更が、廃棄物処理法の変更許可の要件に該当する場合は、併せて廃棄物処理法の変更許可手続きを行うこと。
(産業廃棄物の処理に係る業務実施状況の記録) 第 10 砂利採取業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合は、産業廃棄物の処理時刻及び処理量を帳簿に記録するものとする。	(産業廃棄物の処理に係る業務実施状況の記録) 災害・事故等が発生したとき、砂利、産業廃棄物どちらの処理を行っていたのか把握する必要があると考えるが、廃棄物処理法では処理時間等の記録を行うことにはなっていないため、砂利採取法側で帳簿に記録すること。
(洗浄施設を兼用する場合の廃水の取扱い) 第 11 洗浄施設を兼用する場合は、当該施設からの廃水を別系統で排出するための専用の水路及び沈殿池を設けることとし、砂利採取のみの用に供する専用施設からの廃水と混合してはならないものとする。	(洗浄施設を兼用する場合の廃水の取扱い) 洗浄施設を兼用する場合は、廃水を別系統とし、新材の洗浄水と混合させないようにすること。これは、新材の洗浄工程から産出される沈殿物が、水田等に利用されることがあるためである。
(産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設) 第 12 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設(兼用施設と一体として供する専用施設を除く。)については、採取計画認可区域から除外して取り扱うものとする。この場合、砂利採取計画の事業区域面積から、産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る面積を減じるものとする。	(産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設) 原料置場等、砂利採取認可計画から除外できる施設については、可能な限り除外すること。
(災害(公害)防止の取扱い) 第 13 兼用施設及び兼用施設と一体として供する専用施設に係る災害(公害)防止に関する取扱いについては、砂利採取法のほか、廃棄物処理法に定める事項の適用を受けるものとする。	(災害(公害)防止の取扱い) 兼用施設に係る騒音、粉じん、汚濁水等の災害(公害)防止については、砂利採取法及び廃棄物処理法両方の規制がかかる。

(参考) 運用通知 (抜粋)

- 1 第2 (対象物) について
鉦さいのうち石工品製造業から排出されたものとは、墓石・碑石の切りくず等である。
- 2 第4 (対象施設) について
一体として機能する付属施設とは、ホッパー、コンベア等である。
搬入搬出口及び場内運搬路(重機により原料または製品を運搬する区域)については、兼用に関する制限は特に設けない。
- 3 第4の2について
産業廃棄物処理施設の設置許可を行い、廃棄物担当の審査により担保された施設のみ兼用を認める。したがって、がれき類の破碎施設で処理能力が5 t／日以下の施設や、コンクリートくず、鉦さいのみの破碎を行う場合などは、兼用を認めない。
- 4 第4の3について
砂利採取場内の新材の製品置場に再生材を置くことは認めないが、産業廃棄物処理施設内の再生材の保管施設に新材を置くことは認める。
「支障のない範囲」とは、例として、新材を置くことにより再生材のスペースが圧迫され、計画の保管施設外に再生材が置かれるような事態を避ける範囲等が挙げられる。
- 5 第7の2及び3について
地権者の了解を得たことを証する書面とは、新たに締結した土地賃貸借契約書の写しや、同意書等である。

跡地整理

別記7 跡地整理の確認

砂利採取終了後の跡地整理の確認については、以下に留意のうえ取扱うものとする。

- 1 採取現場・洗浄施設において次の事項を確認すること。
 - (1) 砂利、海砂利の場合、採取計画書「5 埋めもどしに関する事項」に定めたとおりに措置されているか。
 - (2) 山砂利の場合、「山砂利採取場跡地整理計画書」に定めたとおりに措置されているか。
 - (3) 洗浄施設の場合、「洗浄計画書」に定めたとおりに措置されているか。
 - (4) その他「跡地整理の良否基準チェックリスト」のとおり措置されているか。
- 2 現場での確認には業務主任者を同行させ、必要事項を聴取すること。
- 3 林地開発等、他法令が関係する採取場の場合は、極力、林地開発等、他法令の許可に係る確認調査を同時に行うこと。
- 4 林地開発等、他法令が関係しない場合であっても、極力、他法令許可担当部署職員の同行を依頼し、意見を求めること。

跡地整理の良否基準チェックリスト

日 時 年 月 日
採取場・洗浄施設
確認者 印
立会者 印

〔陸砂利採取跡〕

- ☐ 農地における堀さく跡 → 埋め戻されているか。
- ☐ 農地以外の平地における堀さく跡 →
学校、幼稚園の周辺、国道、県道の傍等である場合には、積極的な理由がない限り、埋め戻されているか。
埋め戻されない場合の理由（ ）
- ☐ 埋め戻しを行わない堀さく跡 →
有刺鉄線、危険防止柵の設置等、十分な危険防止の措置が講じられているか。
- ☐ 採取計画書「5. 埋め戻しに関する事項」に定めたとおりに措置されているか。
- ☐ 埋め戻しに産業廃棄物等を利用していないか。

〔山砂利採取跡〕

- ☐ 残壁の傾斜は安定勾配に整形されており、必要に応じて平場が設けてあるか。
- ☐ 雨水による洗掘防止のための処理が講じられているか。
- ☐ 植栽、種子吹付け等により緑化されているか。
 - ☐ 次の機能を併せ持つよう緑化に気を配っているか
 - ☐ 水土保持機能 ☐ 環境保全機能 ☐ 景観保全機能 ☐ 生態系保全機能
 - ☐ 水土保持機能を第1目的として緑化している場合、(基本的には当項目に該当)
 - ☐ 必要に応じて排水工が施されているか
 - ☐ 根系の発達の良い樹種と草本の組み合わせで緑化されているか
 - ☐ 景観保全機能を第1目的として緑化している場合、遠方から残壁が見えないように処置されているか
 - ☐ 施行後、可能な限り追肥を施す予定があるか
 - ☐ 施行後、不成功地への補植等を行なう予定があるか

〔沈澱池跡〕

- ☐ 掘り込み式の沈澱池 →
 - ☐ 十分に水が排出されたか
 - ☐ 埋め戻しがなされたか
 - ☐ 十分に転圧されているか
- ☐ 土えん堤を設置する方式の沈澱池 →
 - ☐ 十分に水が排出されたか

- ☐ 適正に土えん堤が取り壊されたか
- ☐ ヘドロは取り除かれたか
- ☐ 危険がないように整地されているか

[洗浄施設]

- ☐ プラント機械は撤去されたか
- ☐ その他構造物は撤去されたか
- ☐ 現況地盤レベルまで埋め戻されているか
- ☐ 製品ストックは撤去されているか

[その他]

- ☐ 関係法令による完了確認がなされたか、またはなされる予定か。
 - ☐ 森林法 ☐ 農地法 ☐ その他 (法)

立入検査・報告 違反者処分方針

別記 8 立入検査等

砂利採取法に係る立入検査等については、以下のとおり取り扱うものとする。

1 立入検査

(1) 実施の趣旨

法第 34 条第 2 項に基づく立入検査は違反行為の防止及び災害の未然防止のために実施するものである。

あくまでも砂利採取法の施行上、必要範囲で実施するものであり、犯罪捜査のために行使されるものではない。

(2) 検査方法及び報告徴収

ア 立入検査は、災害が発生する危険性又は違法行為を行っている可能性があるなどのほか、必要と認められる場合に、適宜実施するものとする。

イ 立入検査の際は、必ず「立入検査証」を携帯し、関係者に対し提示するものとする。

ウ 立ち入り検査は、「砂利（洗浄）岩石採取場立入検査表」（以下、検査表という。）に掲げる検査事項について、別紙「立入検査における留意事項」に留意して行うとともに、岩石・砂利採取の進捗状況、見通しなどについて質問し、操業状況の把握に努めるものとする。

エ 検査表には、検査事項ごとの良否及び改善を要する事項がある場合には指示事項を記入するものとする。

オ 立入検査にあたっては、業務主任者等責任のある者の立会を求め、検査終了後にあっては、検査表に署名を求めるものとする。

カ 検査表（副本）は、原則としてその場で手渡すものとする。

キ 立入検査の結果、違反事項を確認した場合には、必要に応じ、違反の経緯、改善計画等について、報告を求めるものとする。

(3) 結果及び措置

検査結果に基づく措置は、次のとおり行うものとする。

ア 災害発生のおそれがある場合で、予見される災害の発生までに時間的なゆとりがある場合は、必要に応じて作業の中止を指示した上で、認可採取計画の変更命令を行うものとする。

イ 災害発生のおそれがある場合で、災害の発生が急迫していると認められる場合は、必要に応じて作業の中止を指示した上で、緊急措置命令を行うものとする。

ウ 無認可採取又は認可計画遵守義務違反等の違反行為を発見した場合は、必要に応じて作業の中止を指示した上で、「違反者処分方針」（別記 9）に基づき措置するものとする。

エ 上記（ア）から（ウ）までに該当するもののほかに改善を要する事項がある場合は、指示事項を記載した検査表により指示するとともに、改善状況の報告を求めるものとする。

2 その他の報告

(1) 申請者から市に対し行う報告

次に掲げる報告を市長へ提出するよう指導するものとする。

ア 採取等の着手に係る報告（砂利採取、洗浄施設設置に着手した日から7日以内）

イ 災害又は事故に係る報告（様式任意。発生後速やかに）

(2) 事務に関する報告（市が広域振興局に対し行う報告）

ア 事務処理状況報告

砂利採取業の登録・認可・手数料収入等の実績を、前期分は毎年10月20日、後期分は4月20日までに「認可事務処理状況報告」（採石・砂利共通常務処理様式第1号）にとりまとめ報告するものとする。

また、上記実績のほか巡視日数実績及び手数料収入見込みについては予算編成等の資料として別に提出を求める場合がある。

イ 不利益処分・監督処分に関する報告

不認可、取消し、又は法第22条及び第23条に基づく命令等の不利益処分を行った場合は、速やかに当該命令書の写しを添付のうえ、その旨報告するものとする。

ウ 災害・事故報告

砂利採取に伴う災害及び事故が発生した場合は、「災害・事故報告」（採石・砂利共通常務処理様式第2号）にとりまとめ報告するものとする。

エ 採取規則第9条に基づく業務状況報告に係る報告

採取規則第9条に基づき、砂利採取業者に義務付けられている当該報告書の集計結果等を別途指示を受けた内容で提出するものとする。

立入検査における留意事項

番 号	検 査 事 項	留 意 事 項
1	採 取 区 域	採取区域外への過大採取を行っていないか。
2	採 取 状 況	(1) 測点基準杭（BM、中心杭）が設置されているか。 (2) 掘削深、高さ、法勾配は適切か。 (3) 浮石の除去等法面は適切か。 (4) ベンチ高さ及びベンチの幅は適切か。
3	保 全 距 離	保全距離は確保されているか。
4	公 共 施 設 へ の 影 響	河川、水路、道路等の公共物を損傷していないか。
5	廃 土 ・ ヘ ド ロ の 処 理	(1) 廃土・ヘドロの堆積状況（法勾配等）は適切か。 (2) 廃土・ヘドロの流出又は汚濁水の流出がないか。 (3) 廃土・ヘドロの処理は適切に行われているか。
6	排 水 の 状 況	洗浄排水、場内水が未処理のまま排水されていないか。
7	認 可 条 件 の 履 行	認可書に附した条件は完全に守られているか。
8	標 識	(1) 標識は規則どおりの様式により設置してあるか。 (2) 標識は見やすい場所に設置しているか。 (3) 標識は業者のウェブサイトにも掲載されているか。 ※ 常時雇用する従業員の数が20人以下である場合、自ら管理するウェブサイトを用意していない場合を除く。
9	防 護 柵	防護柵は採取計画どおりに設置されているか。また、設置方法は適切か。
10	丁 張	丁張は適切に設置しているか。 ※ 採石場においては、表土除去、真砂土採取など、設置が必要な場合のみ。
11	沈 砂 池 ・ 沈 澱 池 の 状 況	(1) 沈砂池・沈澱池等が崩壊又は地すべりのおそれのない箇所に設置されているか。 (2) 採取計画どおりの規模、構造となっているか。 (3) 沈砂池・沈澱池等に汚泥が過剰に堆積していないか。 (4) 汚濁水処理装置は適切に運転・管理されているか。
12	搬 入 出 路	搬入出路の散水は適切に行われているか。また、路面の状況は適切か。 (必要に応じ舗装等完備されているか。)
13	運 搬 状 況	(1) 水切りが完全に行われているか。 (2) 過積載はないか、また車両の管理は適切か。 (3) 運搬物の飛散流出の防止措置を講じているか。
14	使 用 機 械	使用機械及び台数は採取計画どおりか。
15	粉 じ ん	粉じん防止のための設備とその管理は適切か。 (散水装置、建屋等の囲の措置)
16	騒 音	騒音防止のための設備とその管理は適切か。
17	帳 簿	帳簿の備付け及び記載内容は適切か。また、2年間保存しているか。
18	届 出 報 告 義 務	氏名、名称又は住所等登録事項の変更があった場合、適切に届出・報告が行われているか。
19	業 務 管 理 者 の 従 事 状 況	岩石・砂利の採取等に伴う災害の防止に関し、省令で定める職務を誠実にしているか。
20	場 内 の 整 備 そ の 他	(1) 掘削が完了した区域ごとに残壁整形緑化又は埋戻し等が実施されているか。(工程どおりであるか。) (2) 製品堆積場用地は計画どおりに確保されているか。 (3) 場内整備を適切に実施しているか。 (4) 前回の立入検査で指導された事項は、完全に履行しているか。

別記 9 違反者処分方針

(趣旨)

第 1 この方針は、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号。以下「法」という。）の違反者に対する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為等の把握等)

第 2 市長は、違反の疑いのある行為を認知した場合は、事実を確認するため必要な調査を行い、その実態の把握に努めるものとする。

(違反行為発見時の対応)

第 3 市長は、第 2 の調査の結果、違反行為を発見した場合は、違反者に対し、違反行為である旨指摘するとともに、災害の防止上必要があると認められるときは、違反者に対し、応急措置を講ずるよう求めるものとする。

2 市長は、関係各部長等に対して情報の共有化を図るものとする。

(処分方法)

第 4 法違反者に対しては、別表の基準により対応するものとする。ただし、違反の内容及び情状により、別表の基準によることが適当でないと認めるときは、この基準を緩和して適用することができる。

2 別表による対応は、基準欄の一次基準から行うこととし、違反者がこれに従わないときは二次措置以降の対応を順次行うものとする。ただし、重大な災害を発生させた者又は悪質な違反者に対しては、この限りではない。

3 複数の違反条項に該当するときは、より重い基準を適用させるものとする。

4 法に基づく認可の取消し又は採取の停止（法第 23 条の第 1 項の規定による採取の停止を除く。）の処分は、事前に広域振興局長と協議するとともに、聴聞会の手続を終えた後、行うものとする。

(行政指導、行政処分の内容)

第 5 嚴重注意は、文書により法に違反している事実を明確に指摘したうえで、再度違反することのないよう嚴重に注意するとともに、これに従わない場合は警告（行政指導）、命令（行政処分）等のさらに厳しい措置を行う旨を通知するものとする。

また、始末書及び必要に応じて災害防止措置計画書（災害防止措置を講じる必要のない違反行為にあつては、改善措置結果報告書）を期限を定めて提出させるものとする。

なお、処分内容は、別紙「命令処分について」に準ずるものとする。

2 警告は、文書により、法に重大に違反している事実を明確に指摘するとともに、災害防止措置（災害防止措置を講じる必要のない違反行為にあつては、改善措置）がなされない場合は、さらに厳しい措置を行う旨を警告するものとする。

また、期限を定めて始末書を提出させるものとする。

3 始末書は、法に違反している事実を明確に記載させるとともに、今後繰り返さない旨を記載させるものとする。

4 措置命令は、別紙「命令処分について」により行うものとする。

（災害防止措置実施の指示）

第6 市長は、第5第1項の災害防止措置計画書の提出を受けたときは、その内容を検討し、措置が適当と判断した場合は、違反者に対し、直ちに実施を指示するものとし、不適当と判断された場合は、改善を指導するものとする。

（災害防止措置の履行の確保）

第7 市長は、災害防止措置が適正に実施されるよう必要な調査を行うとともに、違反行為者に対し、必要な指示を行うものとする。

（災害防止措置の完了の確認）

第8 市長は、違反行為者が災害防止措置を完了したときは、改善措置結果報告書を提出させるものとする。

2 前項に規定する改善措置結果報告書の提出を受けた市長は、速やかに完了確認調査を行うものとする。

（事後指導）

第9 災害防止措置の完了を確認した市長は、違反行為者が当該地において引き続き砂利採取行為を行う意思があるときは、必要な手続を取るよう指導に徹底を期するものとする。

（告発）

第10 告発しようとするときは、事前に広域振興局長に協議するものとする。

2 告発は、原則として市長名で所管警察署長に対して行うものとする。

なお、告発に当たっては、事前に所管警察署長と十分協議するものとする。

3 告発状には証拠書類として、指令書、嚴重注意文書、始末書等の写し、違反の現況写真等必要な書面を添付するものとする。

(広域振興局長への報告)

第 11 市長は、次の各号の一に該当することになったとき、又は該当する処分等を行い、もしくは該当する通報等を受けた場合は、その内容を広域振興局長へ通報するとともに、関係各部長等への周知を図るものとする。

- (1) 法第 12 条第 1 項第 2 号(業務主任者が不在となってから 2 週間を経過)に該当するものと認められるとき
- (2) 法第 16 条(採取計画の認可)の規定に違反していると認められるとき
- (3) 法第 21 条(遵守義務)の規定に違反していると認められるとき
- (4) 法に基づく認可の取消し又は採取の停止(法第 23 条第 1 項の規定による採取の停止を含む。)の処分を行ったとき
- (5) 法第 23 条の規定による処分を行ったとき
- (6) 告発したとき
- (7) 違反事件に係る起訴若しくは不起訴又は判決の要旨等について通知があったとき

(その他)

第 12 既認可業者が、採取計画義務違反等の違反行為を行った場合は、市長は跡地整理の履行に関する誓約書を提出した者に対して、処分内容を情報提供するものとする。

別表 違反行為に係る処分基準

違反条項	違反内容	処 分 基 準			
		一 次 措 置	二 次 措 置	三 次 措 置	四 次 措 置
1 法第12条（登録の取消し等）の規定に該当する者					
(1) 第1項第4号に該当する者（法第16条の認可を受けてないで採取を行った者）	1 初めて当該違反を行った者	警告 始末書徴収 措置命令（法第23条第2項）	事業の全部又は一部の停止命令（法第12条第1項第4号）	登録の取消し	告発（法第45条）
	2 (1) 再度、当該違反を行った者 (2) 過去、事業の停止（全部又は一部）命令を受けた者が、当該違反を行った場合		事業の全部停止命令（法第12条第1項第4号）		
	3 (1) 過去、3回以上当該違反を行った者 (2) 過去、登録の取消しを受けたことのある者が、当該違反を行った場合	警告 始末書徴収 措置命令（法第23条第2項） 事業全部停止命令（法第12条第1項第4号）	登録の取消し	告発（法第45条）	
2 法第26条（認可の取消し等）の規定に該当する者					
(1) 第1号に該当する者（法第21条の遵守義務に違反した者）	1 初めて当該違反を行った者	厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収 措置命令（法第23条第2項）	認可を受けた当該採取場における採取の停止命令（法第26条第1号）	認可の取消し（五次措置 告発（法第45条第3項））
	2 (1) 再度、当該違反を行った者 (2) 上記1の場合であっても、採取により災害が発生している場合	警告 始末書徴収 措置命令（法第23条第2項）	認可を受けた当該採取場における採取の停止命令（法第26条第1号）	認可の取消し	告発（法第45条第3項）
(2) 一ア 第2号に該当する者（法第22条の認可採取計画の変更命令に違反した者）	変更命令を受けた者が、変更認可申請をしない場合	厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収 認可を受けた当該採取場における採取の停止命令（法第26条第2号）	認可の取消し	告発（法第45条第2項）
(3) 一イ 第3号に該当する者（第23条第1項の緊急措置命令に違反した者）		認可の取消し	告発（法第45条第2項）		
(4) 第4号に該当する者（不正の手段により第16条の認可を受けたもの）		認可の取消し	告発（法第45条第2項）		

違 反 条 項	違 反 内 容	処 分 基 準			
		一 次 措 置	二 次 措 置	三 次 措 置	四 次 措 置
3 法第32条（帳簿の記載）の規定に違反して、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	告発（法第46条第2号）	
4 法第33条（報告の徴収）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	告発（法第46条第3号）	
5 法第34条第2項（立入検査等）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこの規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	告発（法第46条第4号）	
6 法第8条第2項（承継）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	規定に違反した者の住所地の地方裁判所に過料事件に係る申立を行う （法第48条第1項）	
7 法第10条（廃止の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	規定に違反した者の住所地の地方裁判所に過料事件に係る申立を行う （法第48条第1項）	
8 法第20条第3項（変更の認可等）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	規定に違反した者の住所地の地方裁判所に過料事件に係る申立を行う （法第48条第1項）	
9 法第24条（廃止の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	規定に違反した者の住所地の地方裁判所に過料事件に係る申立を行う （法第48条第1項）	
10 法第29条（標識の掲示）の規定に違反した者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	規定に違反した者の住所地の地方裁判所に過料事件に係る申立を行う （法第48条第2項）	

別紙 命令処分について

砂利採取法に係る認可採取計画の変更命令及び緊急措置命令等の命令処分については、以下のとおり取り扱うこととする。

1 認可採取計画の変更命令について

採取計画認可後、事情の変更により災害等の発生のおそれが生じたときは、法第 22 条に基づき「認可採取計画の変更命令」（事務処理様式第 5 号）を発令するものとする。

(1) 措置経過

ア 砂利採取業者に対し、命令到達の日から 7 日以内に「採取計画変更命令に基づく報告書」（申請様式第 11 号）を提出するよう指示するものとする。

イ 報告書の内容を検討した結果、措置が適当と判断した場合は、変更認可申請書を直ちに提出するよう指示するものとする。

なお、措置が不適当と判断された場合は、採取業者へ再検討するよう指示するものとする。

(2) 留意事項

ア 当該命令は、認可申請者に対し計画を変更するよう命ずるものであり、災害防止の方法については、砂利採取業者が自主的に立案すべきものである。

イ 命令書は原則として砂利採取業者（法人の場合は業務を執行する役員又はその者から権限を委任されている者等）に直接手渡すものとし、命令書の受領印等を徴することが望ましい。

止むを得ない事情により手渡すことができない場合は、配達証明郵便で送付するものとし、返信用はがきの同封により受領書を徴することが望ましい。

2 緊急措置命令について

砂利の採取に伴う災害防止のため緊急措置が必要である場合、又は無認可採取等の違反行為に対し埋め戻し等の砂利の採取に伴う災害防止のための措置が必要である場合、法第 23 条に基づき「（緊急）措置命令書」（事務処理様式第 6 号）を発令するものとする。

(1) 措置経過

ア 砂利採取業者に対し、命令到達の日から 7 日以内に「（緊急）措置計画書」（申請様式第 12 号）提出するよう指示するものとする。

イ 報告書の内容を検討した結果、措置が適当と判断した場合は、直ちに実施を指示するものとし、不適当と判断された場合（部分）は、改善を指導するものとする。

ウ 措置が完了し「災害防止措置等完了報告書」（申請様式 13 号）の提出があった時は、速やかに現地確認を行うものとする。

(2) 留意事項

ア 措置命令の内容としては、採取した地点に係るものだけでなく、採取した砂利を堆積（ストック）している地点、洗浄している地点など、当該無認可採取に関連するあらゆる地点にかかるものを含めること。

イ 「（緊急）措置計画書」の内容の検討にあたっては最低限、次の各号に適合するも

のであることを確認すること。

① 陸砂利採取

- イ. 掘削跡地は、原則として埋め戻しを行なうこと。
- ロ. 農地における掘削跡は、必ず埋め戻しを行なうこととし、この場合、埋め戻された土地は農地として使用し得る適切なものであること。(残渣は不可)
- ハ. 農地以外の平地における掘削跡についても、学校、幼稚園の周辺、国道、県道の傍等である場合には積極的な理由がない限り埋め戻しを行なうこと。
- ニ. 埋め戻しを行なう場合は、掘削を完了した区域ごとに速やかに行うこと。
- ホ. 埋め戻しを行なわない掘削跡については、有刺鉄線、危険防止柵の設置等、十分な危険防止の措置が講じられること。

② 山砂利採取

- イ. 採掘跡地は、植栽、種子吹き付け等により緑化すること。
- ロ. 採掘跡地の緑化の目的が、水土保持、環境保全、景観保全、生態保全のどの機能を主とするか判断し、かつ、できるだけこれからの機能を併せもつよう緑化すること。
- ハ. 適用植物は、気象条件、土壌条件等を考慮し、復元すべき目標（高木、低木、草本、つるなど特殊樹草）を決めてから選定すること。ただし、草本の単純群落は防災上、景観上、好ましくないので、可能な限り木本を併用すること。
- ニ. 緑化は1回の施工だけで完成するものではないので、追肥、不成功地への補植、次代の適用木の植栽等を随時行うこと。

③ 沈澱池

- イ. 掘り込み式の沈澱池の跡については、原則として、十分に水を排出した後、ヘドロの状態、厚さ等を考慮し適切な埋め戻しを行い、十分に転圧すること。
 - ロ. 土堰堤を設置する方式の沈澱池の跡については、十分に水を排出した跡、適正に土堰堤を取り壊しヘドロを取り除いて、危険のないよう整理すること。
- ウ 当該命令は、採取行為に対し強力な効果が発生することとなるため、命令を発するにあたっては慎重、的確かつ迅速な対応が必要である。
- エ 措置命令書は原則として砂利採取業者（法人の場合は業務を執行する役員又はその者から権限を委任されている者等）に直接手渡すものとし、命令書の受領印等を徴することが望ましい。
- 止むを得ない事情により手渡すことができない場合は、配達証明郵便で送付するものとし、返信用はがきの同封により受領書を徴することが望ましい。